

地方分権時代にふさわしい地方税制の あり方に関する調査研究会報告書

平成30年3月

一般財団法人 自治総合センター

はしがき

我が国の地方税務行政は、近年のＩＣＴの急速な進展に合わせて、手続の電子化の取組が進められている。本研究会においても、これまで「地方税の徴収対策について（ＩＣＴの利活用等）」（平成 27 年度）、「地方税共通の電子納税（共同収納）の仕組みの検討」及び「地方税の徴収対策」（平成 28 年度）と題して、主に税務手続に着目して検討を行ってきたところである。また、本研究会においても検討を行ってきた「共通電子納税システム（共同収納）」が平成 31 年 10 月から運用が開始される予定である。

こうした一連の税務手続に関する検討・取組の状況を踏まえ、平成 29 年度の研究会においては、「税務手続の利便性向上・事務効率化に向けた取組」と題して、平成 29 年 8 月に検討を開始し、4 回の会合をもった。

会合においては、「行政手続コスト削減のための取組」、「民間委託推進のための取組」、「収納手段の多様化の取組」について、実態を把握するため関係者からヒアリングを実施し、具体的な検討を行うとともに、「地方税の電子化に関する今後の取組と検討課題」について改めて整理した。

本報告書は、ヒアリングで挙げられた地方団体の先進的な取組事例や事業者・税理士等のニーズを報告するものであるとともに、税務手続に関する今後の取組方策を網羅的に整理したものである。本報告書の内容が、他の地方団体等の今後の取組の参考になることを期待するとともに、税務手続の利便性向上・事務効率化の実現に向けて、行政や経済界などが一体となって、積極的に検討・取組を進めていただくことを期待する。

今回の調査研究に当たり、ご多忙のところ委員をお引き受けいただいた先生方、ヒアリングにご協力いただいた関係者の方々に心から感謝を申し上げます。

平成 30 年 3 月

地方分権時代にふさわしい地方税
制のあり方に関する調査研究会
委員長 持 田 信 樹
一般財団法人 自治総合センター
理事長 梶 田 信 一 郎

地方分権時代にふさわしい地方税制のあり方に関する調査研究会 委員

委 員 長	持田 信樹	東京大学大学院経済学研究科長・経済学部長
委 員	青木 宗明	神奈川大学経営学部教授
	浅妻 章如	立教大学法学部教授
	石井 夏生利	筑波大学図書館情報メディア系准教授
	柏木 恵	税理士、キャングローバル戦略研究所主任研究員
	木村 佳弘	桃山学院大学経済学部准教授
	秦 雅彦	税理士、日本税理士会連合会常務理事・情報システム委員長
	内藤 泰介	全銀協事務委員長行 株式会社三井住友銀行 事務統括部副部長
	丸 裕之	地銀協業務担当副会長行 株式会社横浜銀行 地域戦略部公務渉外グループ長
	八塩 裕之	京都産業大学経済学部教授
	吉村 政穂	一橋大学大学院国際企業戦略研究科教授
	小山 明子	東京都主税局総務部長
	川崎 利雄	横浜市財政局主税部長
	内藤 尚志	総務省自治税務局長
	稲岡 伸哉	総務省大臣官房審議官(税務担当)
	川窪 俊広	総務省自治税務局企画課長

(敬称略)

目 次

I	本年度の研究会における検討テーマについて	1
II	行政手続コスト削減のための取組	1
1	行政手続コスト削減のこれまでの状況	1
2	取組に対する事業者・税理士等の受け止めやニーズ	1
3	今後の展望	2
III	民間委託推進のための取組	3
1	民間委託の現状と課題	3
2	地方団体の取組事例	3
3	今後の展望	5
IV	収納手段の多様化の取組	6
1	収納手段の多様化についての現状と課題	6
2	事業者・税理士等のニーズ	6
3	今後の展望	7
V	地方税の電子化に関する今後の取組と検討課題	7

<参考資料>

資料1 税務手続の利便性向上・事務効率化に向けた取組 15

〈行政手続コスト削減のための取組・収納手段の多様化の取組〉

- ・ 地方税の電子申告・電子納税を巡る状況 17
- ・ eLTAX（エルタックス）について 17
- ・ 行政手続簡素化に関する政府における動き 18
- ・ 地方税分野における「行政手続コスト」削減のための基本計画について 18
- ・ 平成30年度税制改正（共通電子納税システム（共同収納）の導入（案）） 19
- ・ 平成30年度税制改正（eLTAXの安全かつ安定的な運営のための措置（案）） 20

〈民間委託推進のための取組〉

- ・ 民間委託に関する通知 20
- ・ 「市町村の出張所・連絡所等における窓口業務に関する官民競争入札又は民間競争入札等により民間事業者に委託することが可能な業務の範囲等について」（平成20年1月17日内閣府公共サービス改革推進室）（抄） 21
- ・ 税務業務の主な民間委託の事例 21
- ・ 「経済財政運営と改革の基本方針2017」（平成29年6月9日閣議決定）（抄） 22
- ・ 窓口業務の民間委託について 22
- ・ 地方独立行政法人法の改正概要 23

資料2 地方税の電子化に関する今後の取組と検討課題 25

- ・ 地方税の電子化に関する今後の取組と検討課題（ポイント） 27
- ・ 「行政手続部会取りまとめ」（抄） 27
- ・ 地方税分野における「行政手続コスト」削減のための基本計画」（抄） 28
- ・ 「規制改革実施計画」（抄） 29
- ・ 「経済社会の構造変化を踏まえた税制のあり方に関する中間報告②」（抄） 29

・ 「平成 30 年度税制改正大綱」(抄)	30
・ 「平成 30 年度税制改正の大綱」(抄)	31
・ 「平成 30 年度税制改正に関する建議書」(抄)	32
・ 平成 30 年度税制改正における地方税の申告手続の電子化促進 措置(案)	33
・ 税務手続の電子化に向けた具体的取組(地方税)	33
・ 個人住民税における給与所得に係る特別徴収税額通知	35
・ 特別徴収税額通知(特別徴収義務者用)の電子的「正本」通知	35
・ 特別徴収税額通知(納税義務者用)の電子化の検討	36
・ マイナンバー制度で個人住民税に係る税情報を活用するイメージ	36
・ 地方税当局が他の都道府県、市町村から情報提供を受ける事務	37
・ 地方税当局が所得情報等の地方税関係情報を提供する事務	37
・ マイナンバー制度の情報連携に伴い省略可能な主な書類の例	38
資料 3 民間委託の取り組みについて(大阪府)	39
資料 4 税務窓口業務の民間委託及び収納チャネル拡大の取組み (千葉市)	51
資料 5 税務手続きの利便性向上及び税務業務の効率化について (福岡市)	69
資料 6 平成 29 年度地方分権時代にふさわしい地方税制のあり方に関する 研究会説明資料(日本商工会議所)	85
資料 7 行政手続コスト削減のための基本計画及び地方税に関する共同収納 について(日本税理士会連合会)	91
資料 8 中小企業のクラウド化と電子申告・公金収納の課題 (freee 株式会社)	97
資料 9 税務手続きの利便性向上・事務効率化に向けた取組に対するご提案 (株式会社 T K C)	109

I 本年度の研究会における検討テーマについて

近年、本研究会においては、

- ・「地方税の徴収対策について（I C Tの利活用等）」（平成 27 年度）
- ・「地方税共通の電子納税（共同収納）の仕組みの検討」及び「地方税の徴収対策」（平成 28 年度）

を議題として、主に税務手続に着目して検討を行ってきたところである。

今年度の研究会においては、引き続き税務手続に着目し、「税務手続の利便性向上・事務効率化に向けた取組」をテーマとして、

- ・行政手続コスト削減のための取組
- ・民間委託推進のための取組
- ・収納手段の多様化の取組

について、具体的な検討を行うこととした。

また、税務手続の中でも地方税の電子化に関して、今後の取組と検討課題を改めて整理することとした。

II 行政手続コスト削減のための取組

1 行政手続コスト削減のこれまでの状況

「経済財政運営と改革の基本方針 2017」（平成 29 年 6 月 9 日閣議決定。以下「骨太の方針 2017」という。）においては、事業者目線での行政手続の簡素化・IT 化の観点から、電子納税の推進や eLTAX の使い勝手向上等を内容とする規制改革推進会議「行政手続部会取りまとめ」（平成 29 年 3 月 29 日）に沿って、行政手続コストを削減することとされている。地方税分野における具体的な取組内容については、平成 29 年 6 月に総務省が策定した「行政手続コスト」削減のための基本計画」（以下「基本計画」という。）に定められているところである。

2 取組に対する事業者・税理士等の受け止めやニーズ

事業者等の行政手続コストの削減を進めるにあたっては、行政手続コスト削減に関する取組内容に対する事業者・税理士等の受け止めに踏まえることで、取組を事業者目線に立った実効性のあるものとする必要がある。

そこで、本研究会では、事業者・税理士等に対し、基本計画に定められた取組に対する受け止めや手続の更なる利便性の向上のために求められること等について、ヒアリングを行った。

事業者や税理士等の関係団体から言及された改善点としては、

- ・ eLTAX の利便性向上
- ・ 国税と地方税の手続の一元化・連携（国税の申告・納税手続と地方税の申告・納税手続の一元化や e-Tax と eLTAX のソフト間の連携や仕様の共通化の推進など）
- ・ 地方団体におけるサービスの格差（電子納税や個人住民税の特別徴収税額通知の電子的交付の対応団体が少ないなど）の改善
- ・ eLTAX と民間ソフトウェアとの連携の更なる推進（税務ソフトウェアと eLTAX との連携が進んでいる一方で、小規模事業者に普及が進んでいないクラウドによる会計ソフトウェアが、eLTAX と直接接続することができていない点の改善など）

などが挙げられた。

また、

- ・ 改善の進捗状況の公開（事業者やベンダー等からの既存の会議体¹におけるシステムの改善に関する要請・協議の過程や進捗状況等の公開）やベンダー等との共同検討機関の設置
- ・ 政府や地方団体がどのように行政手続の利便性向上に取り組むかについて、各論ではなく、全体像・ロードマップとして事業者等にわかりやすく提示すること

が重要であるとの意見があった。

3 今後の展望

「基本計画」において掲げられている取組は、ヒアリングで挙げられた改善点に対応するものであり、こうした取組を着実に進めていくとともに、地方団体におけるサービスの格差については、共通電子納税システム（共同収納）の導入を始めとして全地方団体でのサービス提供がなされるように取り組んでいくべきである。また、ヒアリングで挙げられた eLTAX の利便性向上に関する個別の項目²等について、更なる改善ができないか検討していくことも必要である。

なお、こうした取組を行うにあたっては、納税者の目線に立って、行政が運営する情報システムが乱立することがないように他の情報システムとの関係等も踏まえた検討を行うことが重要であるといった意見があった。

また、行政手続コストの削減のためには、行政は、個別の内容の改善への取組のみならず、改善に向けたプロセス（現在の進捗状況や今後のロードマ

¹ 例えば税務システム連絡協議会（税務システムを開発・運営する企業から成る協議会で、国税庁や地方税電子化協議会との情報交換等の窓口となっている）などが考えられる。

² 参考資料 p88,89,94,102,113,114 等参照

ップ)の見える化に取り組むことで、事業者やベンダー等の民間サイドとともに利便性向上に取り組むことができる仕組みを目指していくべきである。

Ⅲ 民間委託推進のための取組

1 民間委託の現状と課題

「骨太の方針 2017」においては、業務改革の観点から、「窓口業務の民間委託の全国展開を進める」とこととされている。また、「地方自治体の窓口・定型的業務の在り方に関する提言」（自由民主党政務調査会）においては、窓口・定型的業務の民間委託を推進していく場合の留意点について指摘がなされたところである。

2 地方団体の取組事例

地方団体の業務改革の観点から、窓口・定型的業務の民間委託を更に進めていくにあたっては、窓口・定型的業務の民間委託に関する地方団体の先進的な取組や課題への対応を把握し、他の地方団体に共有するとともに、そこで認識されている課題や目指されている将来像を踏まえた検討を進めることが重要である。

そこで、本研究会では、窓口・定型的業務の民間委託に取り組んでいる地方団体（大阪府、千葉市、福岡市）に対しヒアリングを行った。

<大阪府の主な民間委託内容>

○府税コールセンター運営業務（平成 21 年から）

- ・・・自動車税の問い合わせ等への回答、納税催告対象者の電話番号の調査、納税催告

○府税事務所の窓口業務（平成 22 年から）

- ・・・法人関係の申告書や自動車税の減免申請書等の確認・受付、納税証明書等の作成等

○データ作成事務（平成 22 年から）

- ・・・OCR 機器を利用した法人関係の申告データ等の作成、賦課資料の税務電算システムへの入力

<千葉市の主な民間委託内容>

○市税事務所窓口業務（平成 26 年から）

- ・・・課税証明書等の交付申請や原付バイク等の登録申請の窓口受付、税務オンライン端末による申請情報の入力及び証明書等の出力

○税務事務センター業務（平成 26 年から）

- ・・・ 公用税務照会の受付及び回答、軽自動車税申告書・口座振替申込書の税務オンライン端末によるデータ入力

＜福岡市の主な民間委託内容＞

○納税証明及び照会にかかる郵送請求業務（平成 24 年から）

- ・・・ 税務証明書等の郵送請求、郵送請求手続等に関する電話問い合わせ対応、口座振替依頼書の收受等

○未納者へのお知らせ業務（平成 19 年から）

- ・・・ 電話による納付や口座振替加入の呼びかけ、催告文書の作成・発送

○窓口業務にかかる派遣職員の導入（平成 19 年から）

- ・・・ 証明書の申請受付・交付、軽自動車税の申告等関係業務、口座振替登録業務等の補助

ヒアリングを行った団体からは、民間委託の導入効果として、

- ・ 委託により生じたマンパワーの再配置による賦課徴収部門の強化
- ・ 納付の呼びかけによる滞納の未然防止
- ・ 職員人件費（時間外勤務など）削減
- ・ 業務の繁閑に応じた弾力的な要員の配置
- ・ 民間事業者のノウハウを活用した業務の効率化・高度化
- ・ 窓口での待ち時間短縮等の市民サービスの向上

などが挙げられた。

一方で、民間委託の導入に当たって直面した課題・留意点として、

- ① 業務上で扱う個人情報の保護
- ② 職員側が有していたノウハウの蓄積・継承（委託により職員のノウハウが失われないようにする）
- ③ 委託業務に公権力の行使が含まれないようにする³ための業務の区分
- ④ 偽装請負に該当しないための対策

などが挙げられたところであるが、これらの課題・留意点に対しては、

- ① 研修や誓約書の提出、システム上の対応などの適切なセキュリティ

³ 「地方税の徴収に係る合理化・効率化の推進に関する留意事項について」（平成 17 年 4 月 1 日・自治税務局企画課長通知）においては、「地方税の徴収に関する事務のうち、相手方の意に反して行う立入調査や差押え・公売等の強制処分などについては、地方税法の規定により、徴税吏員に実施主体が限定されていることから、そのような公権力の行使を包括的に民間事業者に委託することはできないものである。ただし、この規定は、当該公権力の行使に関連する補助的な業務を民間委託することまでを禁じている訳ではないので、ご留意願いたい。」としている。

対策の実施（個人情報保護）

- ② 委託業者のマニュアルの共有（ノウハウの蓄積）
- ③ 職員への引き継ぎケースのマニュアル化（公権力行使との区分）
- ④ 職員が委託スタッフに直接命令や指示を出さないようにするための作業スペースの区分（偽装請負行為の防止）

などの取組を行うことにより、対応を行っている事例が見られた。

また、公権力行使や偽装請負行為など業務の境界が問題になるケースにおいては、業務の特性に応じて、契約形態を選択する（※）という取組により効果的に対応が可能となるという声があった。

（※）業務の特性に応じた契約形態の選択例：

- ・ 窓口対応（いわゆるフロント業務）など業務の切り分けが難しく、即時性が求められるもの
⇒ 職員から委託スタッフへ指揮監督が可能な労働者派遣契約を採用
- ・ データ入力（いわゆるバックオフィス業務）など業務の切り分けが比較的容易であり、即時性が求められないもの
⇒ 職員からの監督を受けず、業務改善も事業者側で自由に行える請負委託契約を採用

3 今後の展望

民間委託における課題・留意点は、ヒアリングを行ったいずれの団体においても共通して言及されたところであり、他の地方団体が今後民間委託を行う際にも同様の課題が生じうると考えられる。ヒアリングにおいて税の窓口業務は個人情報の扱いや公権力行使との区分といった課題等により、民間委託できないという職員の誤解を解くことが民間委託の導入において苦勞したことであったというような事例も聞かれたところであり、このような誤解を解くという観点からも、今回ヒアリングした地方団体の取組事例を他の地方団体にも共有していくことが必要である。

また、公権力行使が含まれる事務の一括した民間委託を行えるようにする観点、事務量が少なく単独での委託先の確保が困難な町村部等の小規模団体の委託先確保の観点、委託先の受け皿の育成の観点等からは、一部事務組合や広域連合の活用や地方独立行政法人法の改正⁴で導入された窓口関連業務を行う地方独立行政法人（申請等関係事務処理法人）の活用も重要である。

⁴ 地方自治法等の一部を改正する法律（平成 29 年 6 月 9 日法律第 54 号）平成 30 年 4 月 1 日施行

IV 収納手段の多様化の取組

1 収納手段の多様化についての現状と課題

平成 28 年度の本研究会においては、収納手段の多様化の一つの方策である共通電子納税システム(全地方団体に対する電子納税を可能とする仕組み)の制度的・実務的検討を進めてきたところである。

本システムの導入以後においても、電子納税の利用率向上に向けた取組を進める必要があり、こうした取組を進める上では利用者である事業者・税理士の意見を踏まえることが重要と考えられる。

2 事業者・税理士等のニーズ

本研究会では、収納手段のニーズの状況等について把握するため、事業者・税理士等に対しヒアリングを行った。

共通電子納税システムのユーザーと想定される事業者・税理士等に対するヒアリングにおいては、

- ・ 全ての地方団体で共通電子納税システムが利用できること
- ・ 複数地方団体への納付を一括で行えること
- ・ ダイレクト納付⁵が利用できること

が満たされることが、事業者等がそのメリットを大きなものと感じるポイントであるとの意見があった。

また、事業所等が複数の地方団体にまたがっていない(法人住民税・法人事業税について複数の地方団体に納付する必要がない)中小法人であっても、従業員の住所は複数の地方団体にまたがっていることが多く、従業員から特別徴収した個人住民税を複数の地方団体に納入しなければならないことから、共通電子納税システムを利用することで、複数の地方団体に手続をすることなく、手続が一カ所で済むというメリットがあるとの意見があった。加えて、特別徴収した個人住民税と源泉所得税(国税)の納付期限が同一であることから、地方税における電子納税の普及により、国税における電子納税の普及も期待できるとの意見もあった。

さらに、共通電子納税システムの導入により、インターネットバンキングの利用率が向上すれば、会計などでのフィンテックの活用などにより、中小企業の生産性向上にもつながるとの意見があった。

⁵ 納税者があらかじめ金融機関口座を登録した上で、共通電子納税システムに納税額等を入力することで、登録口座からの振替による電子納税ができる方式。この方式では、インターネットバンキングへのログイン等することなく、電子納税が可能であり、税理士等の代理人による納税手続が容易となる。

3 今後の展望

「平成 30 年度税制改正の大綱」（平成 29 年 12 月 22 日閣議決定）において導入が決定された共通電子納税システムの具体的内容は、事業者・税理士等のニーズに対応するものであり、まずは、システム改修や eLTAX の安全かつ安定的な運営のための措置⁶の実施などにより、平成 31 年 10 月の導入を着実に行う必要がある。

平成 31 年 10 月時点では、事業者等のニーズが強い個人住民税（給与所得又は退職所得に係る特別徴収分）、法人住民税、法人事業税及び事業所税（これらの税と併せて納付又は納入することとされている税を含む。）について対象とされているが、それ以外の税目については、「平成 30 年度税制改正の大綱」において「実務上対応が可能となった段階で順次、税目の拡大を措置する。」とされている。これを踏まえ、賦課税目への対象拡大についても具体的に検討を進めていくべきという意見があった。また、その実現に向けたロードマップが現時点では明確に示されていないため、収納手段の拡大を検討する地方団体に予見可能性を与えるためにも、一定のロードマップを示すことが望ましいのではないかという意見があった。

一方で、収納手段の拡大について、地方団体が自主的に行う部分と全国的に一律に行う部分との線引きをどうするかといった議論が必要ではないかという意見があった。また、ヒアリングにおいて、地方団体において新たな収納チャネルを検討する際には、費用負担に見合った効果があるのかという議論があるとの声が地方団体からあるなど、電子化の取組で最もネックになるのは財源の問題であるため、全国的に一律に行う部分については、国の財政的な支援が必要ではないかという意見があった。

V 地方税の電子化に関する今後の取組と検討課題

地方税の電子化に関する今後の取組と検討課題については、既に様々な指摘や方針が出されているが、網羅的に整理すれば、以下のようにまとめることができる。ICT 技術の普及などを踏まえた国・地方における手続の見直しの大きな流れを踏まえれば、これらの取組について、予定ないし想定されているタイムスケジュールから遅れることのないよう着実に進めていくとともに、実現方策を検討している段階の課題についても、実現に向け積極的に

⁶ 「平成 30 年度税制改正の大綱」において、eLTAX の安全かつ安定的な運営のために、eLTAX の運営主体について、(1) 総務大臣の監督権限、(2) 安全確保措置、(3) eLTAX の運営主体である一般社団法人地方税電子化協議会を、地方税法に設置根拠・組織運営が規定される法人（地方税共同機構（仮称））とする等の措置を講ずることとされている。

検討を進めていくべきである。

① 電子申告等の対象拡大

A 地方法人二税等についての大法人の電子申告義務化(平成 32 年度～)

「行政手続部会取りまとめ」において、電子申告の義務化を前提として、大法人の地方法人二税の申告について、電子申告利用率 100%を目指すこととされている。

これを受け、「平成 30 年度税制改正の大綱」において、資本金の額又は出資金の額が 1 億円超の大法人は、平成 32 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度から地方法人二税の電子申告を義務化することとされている。

B 地方法人二税等について中小法人の電子申告利用率の向上（～平成 31 年度（将来的には義務化））

「行政手続部会取りまとめ」において、平成 31 年度までに中小法人の地方法人二税の電子申告利用率 70%以上を目指し、将来的には義務化を前提として電子申告利用率 100%を目指すこととされている。

これを踏まえ、「経済社会の構造変化を踏まえた税制のあり方に関する中間報告②」（平成 29 年 11 月 20 日税制調査会）においても、電子申告利用率 70%以上の目標達成に向けて税理士会等の協力を得つつ、取組を進めるとともに、将来的には、I C T 環境の進展等を踏まえながら、中小法人の地方法人二税の電子申告義務化の実現を図るべきとされている。

C 給与支払報告書の電子的提出の義務化対象の拡大(平成 33 年 1 月～)

これまで前々年に提出すべきであった支払調書等の枚数が 1,000 枚以上の特別徴収義務者は eLTAX 又は光ディスクによる給与支払報告書等の提出が義務付けられていたところであるが、「平成 30 年度税制改正の大綱」において、平成 33 年 1 月 1 日以後に提出すべき給与支払報告書等について、この枚数を 100 枚以上とし、対象となる特別徴収義務者の範囲を拡大することとされた。

② 電子申告等の利便性向上

D 地方法人二税の地方団体間の共通入力事務の重複排除（平成 31 年 9 月～）

「基本計画」において、eLTAX の利便性向上のために、eLTAX の次期システム更改において、複数の地方団体へ地方法人二税の電子申告を行う際に、共通項目を一括で入力し、その後に個別項目を入力することで地方団体間の共通入力事務の重複排除を可能とすることとされている。

E 法人税及び地方法人二税の共通入力事務の重複排除(平成 31 年度中)

上記 D の取組は複数の地方団体に地方法人二税の電子申告を行う際の地方団体間の共通入力事務の重複排除を目指すものであるが、「基本計画」において、法人税申告情報のインポート機能等を実装することで、法人税と地方法人二税においても、共通入力内容の重複排除に向けて取り組むこととされている。

F 国・地方を通じた電子申告における財務諸表の提出先の一元化(平成 32 年度～)

法人税及び地方法人二税における電子申告の際には、添付書類として財務諸表が国税当局と地方団体それぞれに提出されている。

この点について、「平成 30 年度税制改正の大綱」において、上記① A のとおり義務化される大法人の電子申告と併せて、国税当局に電子申告により提出される財務諸表は、国税当局と地方団体との間で情報連携を行うことにより、地方税の申告においては財務諸表の添付が省略できることとされた。

G 地方法人二税等の申告における認証手続の簡便化(平成 30 年度～)

これまで法人事業税等の申告には、代表者及び経理責任者の自署押印が必要だったが、「平成 30 年度税制改正の大綱」において、自署押印制度を廃止することとされた。

また、併せて、地方法人二税等の電子申告に付すべき電子署名について、法人の代表者から委任を受けた当該法人の役員・職員の電子署名によることも可能とすることとされた。

H 複数の地方団体への法人設立届出書等の電子的提出の一元化(平成 31 年 9 月～)

「基本計画」において、法人を設立した際に地方団体に提出する法人設立届出書等について、複数の地方団体に同一内容の法人設立届出書等を提出する際に、電子的提出の一元化を可能とすることとされている。

なお、法人設立届出書等を提出する際に添付する「登記事項証明書(商業)」についても、法務省が平成 32 年度に構築することとなっている行政機関に対して登記情報を提供する仕組みを活用することを検討することとされている。

I 国税・地方税の法人設立関係の申請データの一括作成・電子的提出の一元化(平成 31 年度中)

上記 H の取組は、複数の地方団体に提出する際の法人設立届出書等の地方団体間の電子的提出の一元化を目指すものであるが、「基本計画」に

においては、法人の設立又は異動等の際に国税当局と地方団体それぞれに提出している各種届出書等についても、データの一括作成及び電子的提出の一元化を可能とすることとされている。

J e-Tax ソフトと eLTAX ソフトとの連携、仕様の共通化の推進

「基本計画」において、上記 I の取組など、e-Tax ソフトと eLTAX ソフトとの連携を更に進めるとともに、民間ソフトベンダーの開発環境を改善する観点から、民間ソフトベンダー各社のニーズ等を踏まえつつ、仕様の公開方法の共通化等を行うこととされている。

K その他 eLTAX の利便性向上（メッセージボックスの改善、受付時間の拡大等）

「基本計画」において、上記の eLTAX 利便性向上策以外にも、これまでは eLTAX ソフトをダウンロードする方法でしか閲覧することができなかったメッセージボックスをインターネットから閲覧することができるよう eLTAX ソフトのスマートフォン版を導入することや土日を含めた運用時間の拡大等、eLTAX の更なる利便性向上に資する取組を進めていることとされている。

③ 特別徴収税額通知の電子化

L 特別徴収税額通知（特別徴収義務者用）の「正本」の電子化対応団体の拡大

給与所得に係る個人住民税の特別徴収税額通知（特別徴収義務者用）については、平成 28 年度より、電子化対応を行った地方団体から順次、特別徴収義務者の希望に応じて電子署名を付した電子的「正本」の送付が可能となっているが、特別徴収義務者の負担軽減の観点から、「規制改革実施計画」（平成 29 年 6 月 9 日閣議決定）において、電子交付の意義・効果に関する助言など、電子交付の推進に必要な支援を行うこととされている。

M 特別徴収税額通知（納税義務者用）の電子化の検討

給与所得に係る個人住民税の特別徴収税額通知（納税義務者用）については、現在、書面で送付されているところであるが、特別徴収義務者の負担を軽減しつつ全体としての事務の効率化を図るため、「規制改革実施計画」において、電子化の検討を行うこととされており、こうした状況を踏まえ、平成 30 年度与党税制改正大綱（平成 29 年 12 月 14 日）において、eLTAX により特別徴収義務者を經由して納税義務者に送付する仕組みを、地方団体間の取扱いに差異が生じないように配慮しつつ検討することとされている。

④ マイナンバー関係

N 情報提供ネットワークシステムを介した情報連携（地方税情報の提供及び課税情報の取得）の活用

平成 29 年 11 月から情報提供ネットワークシステムを介した情報連携の本格運用が開始され、社会保障分野等における申請手続の際に課税証明書等の添付を省略することが可能となっている。

「経済社会の構造変化を踏まえた税制のあり方に関する中間報告②」においても、マイナンバー制度の活用により、福祉分野への正確な所得情報の提供等を進め、公平できめ細かな社会保障制度の充実等を図ることが重要となるため、国・地方間で効率的なデータ連携を行いつつ、マイナンバーを用いて地方税関係情報を的確に把握していくべきであるとされている。

⑤ その他

O 固定資産税（償却資産）の申告に係る国税との情報連携や電子申告における申告期限の見直しの検討

法人は、法人税申告と固定資産税申告のために、固定資産台帳の整備を年に 2 回行わなければならない、その事務到手間がかかると日本税理士会連合会や経済界より指摘されていることから、固定資産税（償却資産）の申告が効率的に行えるようにする方策について検討を進めるべきである。その検討にあたっては、電子申告利用率の向上にも繋がる制度設計とすることが重要である。

また、長期的には、e-Tax と eLTAX の情報連携等による、法人税と固定資産税の申告情報の一元的な活用の可能性についても検討を進めるべきである。

< 参 考 资 料 >

資料 1 税務手続の利便性向上・
事務効率化に向けた取組

＜行政手続コスト削減のための取組・収納手段の多様化の取組＞

地方税の電子申告・電子納税を巡る状況

電 子 申 告

- ・ 全ての地方団体に対して、法人関係税等の電子申告が可能
 - ・ 電子申告利用率 60.9%
(H28年度・法人道府県民税)
- 利用率は着実に向上。

電 子 納 税

- ・ 個人向けの収納手段は、電子納税含め多様化。
 - ・ 法人向けの電子納税に対応しているのは、22団体(12都県・10市町)
 - ・ 電子納税利用率 1%程度
(H28年度・法人道府県民税)
- 民間電子決済サービス(MPN)開始後16年経過も、普及は進まず。

企業が行う電子申告による申告件数(下段は利用率)

	平成23年度	平成28年度
法人道府県民税・法人事業税	148万件 (39.6%)	245万件 (60.9%)
法人市町村民税	123万件 (31.7%)	261万件 (62.0%)
個人住民税 (給与支払報告書)	682万件 (9.0%)	3,125万件 (38.0%)
固定資産税 (償却資産)	30万件 (9.3%)	93万件 (26.7%)
事業所税	1万件 (4.2%)	2万件 (13.1%)

地方税における各収納手段の導入・利用状況
(都道府県、市区町村計)
(上段は対応団体数、下段は利用件数)

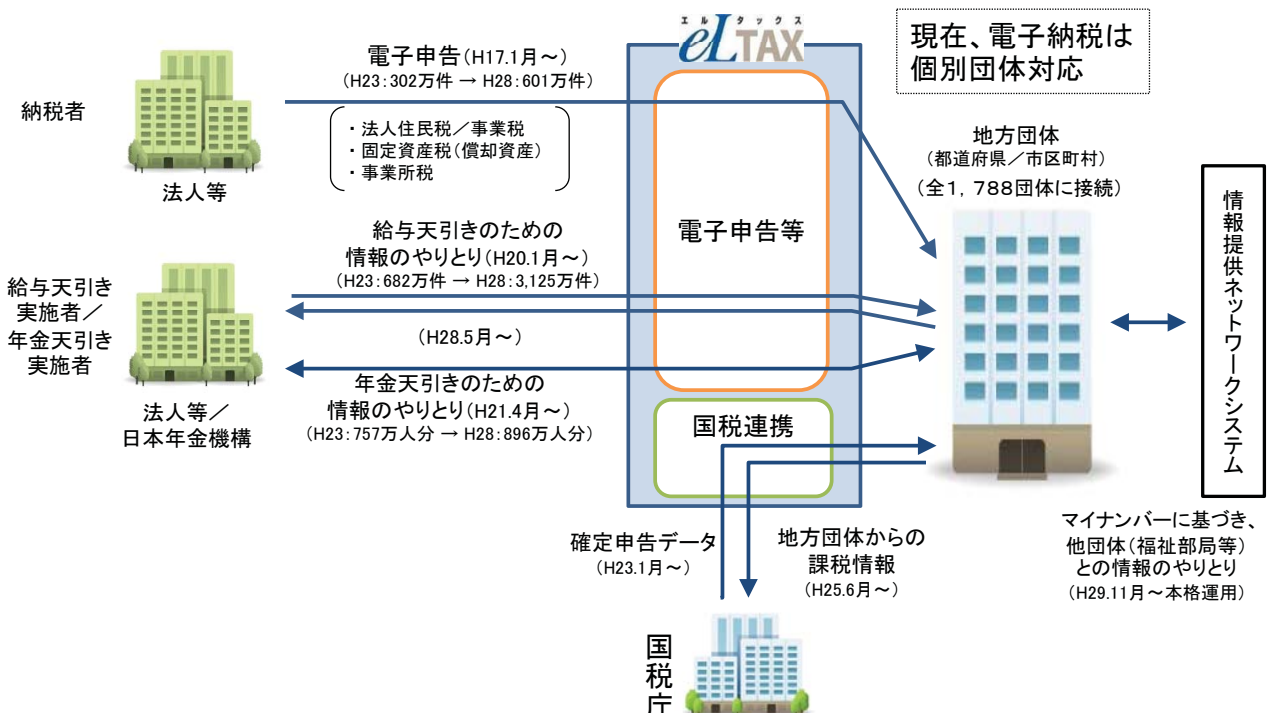
	平成24年度	平成28年度	
口座振替	1,779団体 1億2,627万件	1,783団体 1億3,417万件	個人向け中心
コンビニ収納	876団体 6,477万件	1,174団体 9,794万件	
クレジットカード 納付	67団体 30万件	192団体 170万件	
電子納税 (ペイジー)	eLTAX 非連動型 56団体 703万件	81団体 1,013万件	法人向け中心
	eLTAX 連動型 13団体 1万件	22団体 3万件	

※国税においては、電子納税(インターネットバンキング)は平成15年から導入。

eLTAX(エルタックス)について

○ eLTAXは、一般社団法人地方税電子化協議会(全地方団体が会員)により運営される地方税の電子申告及び国税連携のためのシステム。eLTAXが担う役割は順次拡大し、「地方税の電子化」の基盤となっている。

※ e-Tax(国税の電子申告のためのシステム)は国税庁が管理・運営



行政手続簡素化に関する政府における動き

○「経済財政運営と改革の基本方針2017」(抄) [平成29年6月9日閣議決定]

第2章 成長と分配の好循環の拡大と中長期の発展に向けた重点課題

2. 成長戦略の加速等

(4) 規制改革の推進

② 行政手続コスト削減に向けた取組

我が国のビジネス環境を改善し、事業者の生産性の向上を図るため、事業者目線で規制改革・行政手続の簡素化・IT化を一体的に進める。規制改革推進会議「行政手続部会取りまとめ」に沿って、行政手続コストを2020年(平成32年)までに20%以上削減することを目指す。

○「行政手続部会取りまとめ」(抄) [平成29年3月29日第14回規制改革推進会議]

3. 削減目標

(4) 削減目標

(注2)「地方税」については、「国税」と類似の事情を踏まえ、削減目標とは別途の数値目標等を定める。取組に当たっては、地方公共団体の理解・協力を得ながら進める。

1. 国税の数値目標も踏まえ、次の数値目標を設定する。

① 電子申告の義務化が実現されることを前提として、大法人の法人住民税・法人事業税の申告について、電子申告(eLTAX)の利用率100%。

② 中小法人の法人住民税・法人事業税の申告について、電子申告(eLTAX)の利用率70%以上。なお、将来的に電子申告の義務化が実現されることを前提として、電子申告(eLTAX)の利用率100%。

2. 手続の電子化、簡素化等により、事業者の負担感減少に向けた取組を進める。

① 電子納税の推進

② eLTAXの使い勝手の大幅改善(利用満足度に係るアンケートを実施し、取り組む)

③ 国税との情報連携の徹底(法人設立届出書等の電子的提出の一元化、電子申告における共通入力事務の重複排除等)

※国税においても同様の別途の数値目標等(法人税・消費税の電子申告利用率について、大法人100%、中小法人85%以上)を設定。

地方税分野における「行政手続コスト」削減のための基本計画について①

○ 地方税分野における「行政手続コスト」削減のための基本計画(抄)

[平成29年6月総務省]

2 削減方策(コスト削減の取組内容及びスケジュール)

(1)～(3) 略

(4) eLTAXの使い勝手の大幅改善(利用満足度に係るアンケートを実施し、取り組む)

イ eLTAXの利便性向上に資する地方税の共同収納の検討

ロ 複数地方団体への電子申請、電子申告の利便性向上

(イ) 複数地方団体への法人設立届出書等の電子的提出の一元化 【平成31年9月実施予定】

複数地方団体へ同一内容の法人設立届出書等を電子的に提出する際に、電子的提出の一元化を可能とする。

また、その提出の際に必要な各地方団体への電子署名について、一括付与を可能とする。

なお、「登記・法人設立等関係手続の簡素化・迅速化に向けたアクションプラン」(平成28年10月31日CIO連絡会議決定)に基づき、法務省が平成32年度に構築することとなっている、行政機関に対する登記情報を提供する仕組みを活用することにより、「登記事項証明書(商業)」の添付省略を図ることを検討する。

(ロ) 地方団体間の地方法人二税の共通入力事務の重複排除 【平成31年9月実施予定】

複数地方団体へ地方法人二税の電子申告を行う際に、共通項目を一括で入力し、その後に個別項目を入力することで地方団体間の共通入力事務の重複排除を可能とする。

また、その申告の際に必要な各地方団体への電子署名について、一括付与を可能とする。

ハ eLTAX受付時間の更なる拡大について検討 【順次検討】

ニ その他のeLTAXソフト(PCdesk)の利便性向上 【平成31年9月実施予定】

地方税分野における「行政手続コスト」削減のための基本計画について②

○ 地方税分野における「行政手続コスト」削減のための基本計画(抄)

【平成29年6月総務省】

(5) 国税との情報連携の徹底

(法人設立届出書等の電子的提出の一元化、電子申告における共通入力事務の重複排除等)

イ 電子的提出の一元化等

(ハ) 法人納税者の開廃業・異動等に係る申請・届出手続の電子的提出の一元化

【平成31年度実施に向けて検討】

法人納税者が設立又は異動等の際に国税当局と地方団体それぞれに提出している各種届出書等について、データの一括作成及び電子的提出の一元化を可能とする。

(参考) 個人納税者の上記同様の手続きについて、データ様式の統一化等の検討を行い、データの一括作成及び電子的提出の一元化を可能とするよう検討する。

(二) 法人税及び地方法人二税の電子申告における共通入力事務の重複排除

【平成31年度実施に向けて検討】

地方法人二税の電子申告手続時の複数地方団体への申告に共通する事項の重複入力の排除の検討・実現に併せ、民間ソフトベンダーへの仕様公開方法の改善や法人税申告情報のインポート機能の実装等を通じて、法人税及び地方法人二税の電子申告における共通入力事務の重複排除に向けて取り組む。

ロ 国と地方の情報連携等

(イ) e-TaxとeLTAXの仕様の共通化の推進 【平成29年度以降順次実施】

(ロ) e-TaxソフトとeLTAXソフト(PCdesk)との連携の推進 【平成31年度実施に向けて検討】

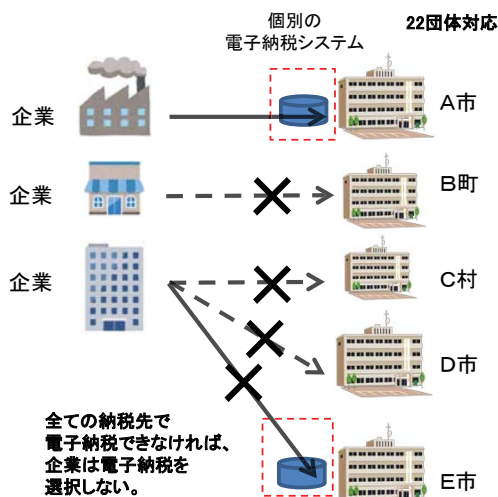
平成30年度税制改正(共通電子納税システム(共同収納)の導入(案))

全地方団体が加入・運営しているeLTAX(地方税のオンライン手続のためのシステム)を活用して、共通電子納税システムを導入するとともに、システム運営主体が公金を取り扱うための法令上の規定を整備する。

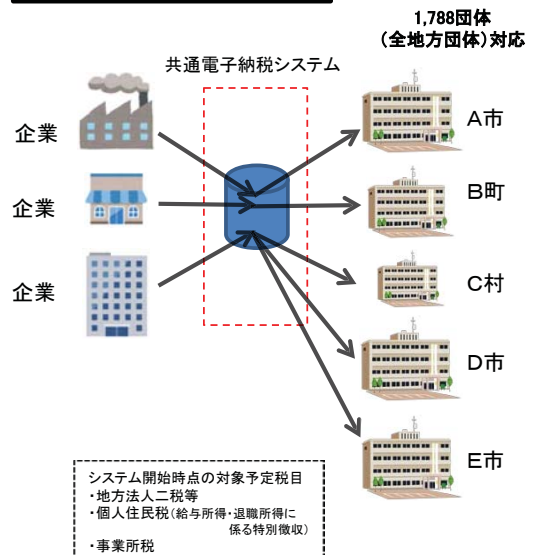
⇒ ・企業は、全地方団体に対して電子納税可能に。

・複数の地方団体への納税についても、一度の手続きで可能に。

現 状



共通電子納税システム



次期システム
更改に併せて
平成31年10月
運用開始(予定)

平成30年度税制改正(eLTAXの安全かつ安定的な運営のための措置(案))

共同収納の実施等、今後eLTAXの役割が拡大することを踏まえ、eLTAXが安全かつ安定的に運営されるよう、eLTAXの運営主体について以下の措置を講ずる(平成31年4月より施行)。

①組織運営のガバナンスの確立	②国の監督権限	③秘密保持義務
➢ 地方の代表による意思決定機関の設置 ➢ 組織運営の基本的事項(業務内容・業務方法書)を規定 ➢ eLTAXの運営主体の役職員について、刑法の適用上、公務員とみなすことを規定	➢ eLTAXの適正な運営のために必要な総務大臣による報告・立入検査、違法行為等の是正要求、命令	➢ eLTAXの運営主体の役職員に対し、秘密保持義務を規定 ➢ 情報管理のための規程作成の義務づけ ➢ 上記を担保するための罰則を規定
等	等	等

①②③を制度上措置するため、eLTAXの運営主体を、法律に設置根拠・組織運営が規定される法人(地方共同法人)として地方税法に位置づけ

＜地方税共同機構の組織運営＞

- 代表者会議【意思決定機関】：地方三団体が選任する首長・学識経験者により構成され、定款変更、予算・決算、事業計画等を議決するとともに、役員の任免、違法行為等の是正要求等により執行機関を監督。
- 執行機関：理事長、理事(又は副理事長)、監事により構成され、業務執行、職員の任命、業務監査等を実施。
- 運営審議会【審議機関】：代表者会議が任命する学識経験者により構成され、予算・決算、事業計画等について、執行機関に意見具申。
- 地方三団体が選任する設立委員が、総務大臣の認可を得て設立(これに伴い、一般社団法人地方税電子化協議会は廃止)。
- 電子申告システム等の運営、共同収納関係事務、地方税に関する調査研究・広報・地方公共団体職員向け研修等を実施。

※上記の他、地方税共同機構が行う事務の規定整備等の所要の措置を講ずる。

＜民間委託推進のための取組＞

民間委託に関する通知

H17通知

地方税の徴収に係る合理化・効率化の推進に関する留意事項について(総税企第80号、平成17年4月1日)

1. 地方税の徴収に関する民間への業務委託の推進

地方税の徴収については、各地方団体の個人情報保護政策との整合性に留意しつつ、民間事業者のノウハウを活用できる業務について、民間への業務委託等を一層推進するよう、検討を依頼。

- ・民間事業者への業務委託を行う際には、当該業務の内容に応じ、民間委託した業務を徴税吏員の管理下で行わせること(中略)などにより、情報の厳正な取扱いが確保されるよう、十分に留意していただきたい。
- ・地方税法の規定により、徴税吏員に実施主体が限定されていることから、そのような公権力の行使を包括的に民間事業者に委託することはできないものである。ただし、この規定は、当該公権力の行使に関連する補助的な業務を民間委託することまでを禁じている訳ではない。

- (1)公権力の行使に当たらない業務についての民間委託の例
 - ・滞納者に対する電話による自主的納付の呼びかけ業務
 - ・コンビニエンスストアによる収納業務
- (2)徴税吏員が行う公権力の行使(公売・差押え・督促・立入調査など)に関連する補助的な業務についての民間委託の例
 - ・インターネットオークションによる入札関係業務
 - ・不動産公売情報の配布・広報宣伝業務
 - ・公売対象となる美術品等の見積価額算出のための鑑定業務
 - ・差押財産(自動車、美術品、ワイン等)の専門業者による移送・保管業務
 - ・納税通知書・督促状等の印刷・作成・封入等の業務
 - ・調査で収集した軽油の性状分析業務

H19通知

地方税の徴収対策の一層の推進に係る留意事項等について(総税企第55号、平成19年3月27日)

1. 徴収に関する業務にノウハウを有する民間事業者の活用

地方団体における近年の先進的な取組・検討事例を踏まえ、代表的な事例について、その実施上留意すべき事項を含めて整理。

- ・徴税吏員に実施主体が限定されていない業務について、非常勤職員や民間事業者の活用を含め、できる限り徴税吏員以外の者に委ねることは、公権力の行使に係る業務に徴税吏員をより効果的かつ集中的に従事させる観点から、有用と考えられる。

- (1)滞納者に対する納税の慫慂行為
 - ア 催告状・督促状等の印刷・作成・封入等の業務
 - イ 電話による自主的納付の呼びかけ業務
 - ウ 臨戸訪問による自主的納付の呼びかけ業務
- (2)収納方法の多様化 (3)差押・公売関連業務

「市町村の出張所・連絡所等における窓口業務に関する官民競争入札又は民間競争入札等により民間事業者に委託することが可能な業務の範囲等について」(平成20年1月17日内閣府公共サービス改革推進室)(抄)

内閣府官民競争入札等監理委員会等においては、「経済財政改革の基本方針2007」(平成19年6月19日閣議決定)及び「公共サービス改革基本方針」(平成19年10月26日閣議決定)を踏まえ、市町村の出張所及び連絡所等の窓口業務(法令に基づく申請等の受付その他処理に関する業務をいい、以下「市町村の窓口業務」という。)に関し、各地方公共団体の判断に基づき官民競争入札又は民間競争入札等により民間事業者に委託することが可能な業務の範囲等について、制度を所管する関係省に対し、自主的・積極的な検討を求め、協議してきたところです。

12月24日に改定された「公共サービス改革基本方針」においては、「官民競争入札又は民間競争入札等により民間事業者に委託することが可能な業務の範囲、民間委託を実施する際の留意事項等について、官民競争入札等監理委員会と連携しつつ、平成19年度中に地方公共団体に周知する」とされました。

上記閣議決定に基づき、地方公共団体に周知する事項を以下のとおりまとめましたので、掲載します。

1 民間事業者に取り扱わせることができる窓口業務の範囲

- ・別紙は、市町村の適切な管理のもと、市町村の判断に基づき官民競争入札又は民間競争入札等により民間事業者に取り扱わせることが現行法上可能である窓口業務の範囲等についての関係省の見解が示されたものです。
- ・窓口業務は、公証行為など市町村長の名前において実施する業務であり、市町村職員が自ら責任を持って行うべき業務が含まれるため、別紙は、現行法において民間事業者に取り扱わせることが可能である事実上の行為又は補助的業務に該当する業務について整理されています。

(略)

(別紙)

事項名	民間事業者の取扱いが可能な業務	担当省
地方税法に基づく納税証明書の交付	以下の事実上の行為又は補助的な作業については、別途発出する通知に従い、市町村の適切な管理のもと(庁舎内)において、個人情報保護に留意しつつ、民間事業者に取り扱わせること。 1 証明書の交付請求の受付に関する業務 ・請求者の確認、請求書の記載事項の確認 2 証明書の作成に関する業務 ・証明書の作成及び作成に係る端末の入出力の操作 3 証明書の引渡し業務 4 その他、事実上の行為又は補助的業務 ※ 証明書の作成に係る端末の入出力については、守秘性の高い税務システムを操作することから証明書作成に限定したアクセスに制限する等の策を講じる必要がある。	総務省

税務業務の主な民間委託の事例

【都道府県】

・ 電話による自主的納付の呼びかけ業務	14
・ 納税通知書の作成業務(税額等を印字する業務を含む)	46
・ 納税通知書の封入・発送業務	45
・ 催告・督促状の作成業務(滞納税額等を印字する業務を含む)	46
・ 催告・督促状の封入・発送業務	45
・ 電算処理システムの開発・維持管理業務	46
・ インターネットオークションによる入札関係業務	37
・ 公売対象となる動産・不動産の鑑定業務	27
・ 納税証明書の発行関連業務	4

【市区町村】

・ 電話による自主的納付の呼びかけ業務	172
・ 臨戸訪問による自主的納付の呼びかけ業務	20
・ 納税通知書の作成業務(税額等を印字する業務を含む)	1,196
・ 納税通知書の封入・発送業務	755
・ 催告・督促状の作成業務(滞納税額等を印字する業務を含む)	591
・ 催告・督促状の封入・発送業務	225
・ 電算処理システムの開発・維持管理業務	1,492
・ インターネットオークションによる入札関係業務	565
・ 固定資産の評価に関する補助業務	1,561
・ 公売対象となる動産・不動産の鑑定業務	569
・ 納税証明書の発行関連業務	72

※1 数字は実施団体数

※2 地方税の収納・徴収対策に係る調査結果(平成28年7月現在)

第3章 経済・財政一体改革の進捗・推進

3. 主要分野ごとの改革の取組

(3) 地方行財政等

④ 広域化・共同化や業務改革等の推進

(略)

業務改革モデルプロジェクトの実施、標準委託仕様書等の取組の拡充、歳出削減効果測定の簡便なツール策定等を通じ、窓口業務の民間委託の全国展開を進める。

窓口業務の民間委託について

○「地方自治体の窓口・定型的業務の在り方に関する提言」(抄)

平成29年5月23日
自由民主党政務調査会

1 窓口・定型的業務の標準委託仕様書策定作業の加速

- 自治体における窓口業務の民間委託を実施するにあたっては、一見単純に見える窓口業務においても専門的に公務員が判断すべき業務が含まれている場合があるなど、民間委託できる業務/できない業務を自治体ごとに試行錯誤しながら整理している現状にある。PTで実施した自治体ヒアリングにおいても、「民間委託可能な業務の全体像の把握が難しい」旨の意見があったところである。
- したがって、窓口業務の民間委託を実施する際の注意点や委託可能な業務範囲等を整理し、各自治体に示すことが必要である。

(略)

2 民間委託に係る情報漏えいの防止措置の検討

- 自治体を取り扱う個人情報、民間事業者が一般的に取り扱う住所、氏名、生年月日以上に慎重な取扱いを要する情報が数多く存在しており、PTにおいて自治体ヒアリングを行った際も、民間委託を実施する際の課題として「個人情報の取扱い」が挙げられ、それぞれの自治体で電子機器の持ち込み禁止等の措置を実施して対応しているとのことである。
- 加えて、昨今、自治体・民間企業を問わず情報漏えい事件が相次ぎ、社会的な耳目を集めていることから、訴訟リスクも含め、自治体による個人情報の取扱いは非常に慎重になってきている。
- したがって、窓口業務の民間委託を推進していくに当たっては、自治体に対して情報漏えいの防止措置を提示し、このような懸念を払拭する必要がある。

(略)

地方独立行政法人法の改正概要

地方独立行政法人の業務への窓口関連業務の追加(H30.4.1施行)

市町村の窓口関連業務における外部資源活用の課題

- ・ 一部に審査や交付決定等の公権力の行使にわたる事務が含まれ、一連の事務の一括した民間委託等、効果的な委託が困難
- ・ 町村部等の小規模自治体では、事務量が少なく単独での委託先の確保が困難

(現行制度上の、住民異動窓口(転入届の受付かつ住民票の写しの交付)における業務フロー図)



⇒ 外部資源活用の新たな選択肢として、地方独立行政法人に窓口関連業務を行わせることができることとする

- 地方独立行政法人の業務に「申請等関係事務の処理」(転入届、住民票の写しの交付請求の受理等のいわゆる窓口関連業務のうち定型的なもの)を追加
【メリット】①自主的・自律的業務執行による業務効率化、住民サービスの向上、②勤務条件、給与決定等の柔軟性、③ノウハウの蓄積 等
- 申請等関係事務処理法人による窓口関連業務に対し、市町村がきめ細かく関与するため、情報提供・指導助言、報告徴収・立入検査、監督命令、停止命令及び直接執行を新たに規定する。
- 申請等関係事務処理法人は、その業務を市町村又は市町村の長その他の執行機関の名において行い、当該市町村の長その他の執行機関が当該申請等関係事務を処理したものとしての効力を有することとする。
- 市町村は、自ら設立しなくても、連携中枢都市等が設立した申請等関係事務処理法人と規約を締結することにより、窓口関連業務を行わせることが可能

資料 2 地方税の電子化に関する 今後の取組と検討課題

地方税の電子化に関する今後の取組と検討課題(ポイント)

1. 電子申告等の対象拡大

- A 地方法人二税等について大法人の電子申告義務化（平成32年度～）
- B 地方法人二税等について中小法人の電子申告利用率の向上（～平成31年度）※将来的には義務化
- C 給与支払報告書の電子的提出の義務化対象の拡大（平成33年1月～）

2. 電子申告等の利便性向上

- D 地方法人二税の地方団体間の共通入力事務の重複排除（平成31年9月～）
- E 法人税及び地方法人二税の共通入力事務の重複排除（平成31年度中）
- F 国・地方を通じた電子申告における財務諸表の提出先の一元化（平成32年度～）
- G 地方法人二税等の申告における認証手続の簡便化（平成30年度～）
- H 複数の地方団体への法人設立届出書等の電子的提出の一元化（平成31年9月～）
- I 国税・地方税の法人設立関係の申請データの一括作成・電子的提出の一元化（平成31年度中）
- J e-TaxソフトとeLTAXソフトとの連携、仕様の共通化の推進
- K その他eLTAXの利便性向上（メッセージボックスの改善、受付時間の拡大等）

3. 特別徴収税額通知の電子化

- L 特別徴収税額通知（特別徴収義務者用）の「正本」の電子化対応団体の拡大
- M 特別徴収税額通知（納税義務者用）の電子化の検討

4. マイナンバー関係

- N 情報提供ネットワークシステムを介した情報連携（地方税情報の提供及び課税情報の取得）の活用

5. その他

- O 固定資産税（償却資産）の申告について国税との情報連携や電子申告における申告期限の見直しの検討

「行政手続部会取りまとめ」（抄）

[平成29年3月29日第14回規制改革推進会議]

3. 削減目標

(4)削減目標

【取組の内容】

削減目標は、削減率20%とする。

(注1)「国税」については、次の事情を踏まえ、削減目標とは別途の数値目標等を定める。

2. (中略)次の数値目標を設定する。

- ① 電子申告の義務化が実現されることを前提として、大法人の法人税・消費税の申告について、電子申告(e-tax)の利用率100%。
- ② 中小法人の法人税・消費税の申告について、電子申告(e-tax)の利用率85%以上。なお、将来的に電子申告の義務化が実現されることを前提として、電子申告(e-tax)の利用率100%。

3. 略

(注2)「地方税」については、「国税」と類似の事情を踏まえ、削減目標とは別途の数値目標等を定める。取組に当たっては、地方公共団体の理解・協力を得ながら進める。

1. 国税の数値目標も踏まえ、次の数値目標を設定する。

- ① 電子申告の義務化が実現されることを前提として、大法人の法人住民税・法人事業税の申告について、電子申告(eLTAX)の利用率100%。
- ② 中小法人の法人住民税・法人事業税の申告について、電子申告(eLTAX)の利用率70%以上。なお、将来的に電子申告の義務化が実現されることを前提として、電子申告(eLTAX)の利用率100%。

2. 手続の電子化、簡素化等により、事業者の負担感減少に向けた取組を進める。

- ① 電子納税の推進
- ② eLTAXの使い勝手の大幅改善(利用満足度に係るアンケートを実施し、取り組む)
- ③ 国税との情報連携の徹底(法人設立届出書等の電子的提出の一元化、電子申告における共通入力事務の重複排除等)

2 削減方策(コスト削減の取組内容及びスケジュール)

(1)～(3) 略

(4) eLTAXの使い勝手の大幅改善(利用満足度に係るアンケートを実施し、取り組む)

イ eLTAXの利便性向上に資する地方税の共同収納の検討

ロ 複数地方団体への電子申請、電子申告の利便性向上

(イ) 複数地方団体への法人設立届出書等の電子的提出の一元化 【平成31年9月実施予定】

複数地方団体へ同一内容の法人設立届出書等を電子的に提出する際に、電子的提出の一元化を可能とする。

また、その提出の際に必要な各地方団体への電子署名について、一括付与を可能とする。

なお、「登記・法人設立等関係手続の簡素化・迅速化に向けたアクションプラン」(平成28年10月31日CIO連絡会議決定)に基づき、法務省が平成32年度に構築することとなっている、行政機関に対する登記情報を提供する仕組みを活用することにより、「登記事項証明書(商業)」の添付省略を図ることを検討する。

(ロ) 地方団体間の地方法人二税の共通入力事務の重複排除 【平成31年9月実施予定】

複数地方団体へ地方法人二税の電子申告を行う際に、共通項目を一括で入力し、その後に個別項目を入力することで地方団体間の共通入力事務の重複排除を可能とする。

また、その申告の際に必要な各地方団体への電子署名について、一括付与を可能とする。

ハ eLTAX受付時間の更なる拡大について検討 【順次検討】

ニ その他のeLTAXソフト(PCdesk)の利便性向上 【平成31年9月実施予定】

(前ページからの続き)

(5) 国税との情報連携の徹底

(法人設立届出書等の電子的提出の一元化、電子申告における共通入力事務の重複排除等)

イ 電子的提出の一元化等

(ハ) 法人納税者の開廃業・異動等に係る申請・届出手続の電子的提出の一元化

【平成31年度実施に向けて検討】

法人納税者が設立又は異動等の際に国税当局と地方団体それぞれに提出している各種届出書等について、データの一括作成及び電子的提出の一元化を可能とする。

(参考) 個人納税者の上記同様の手続きについて、データ様式の統一化等の検討を行い、データの一括作成及び電子的提出の一元化を可能とするよう検討する。

(ニ) 法人税及び地方法人二税の電子申告における共通入力事務の重複排除

【平成31年度実施に向けて検討】

地方法人二税の電子申告手続き時の複数地方団体への申告に共通する事項の重複入力の排除の検討・実現に併せ、民間ソフトベンダーへの仕様公開方法の改善や法人税申告情報のインポート機能の実装等を通じて、法人税及び地方法人二税の電子申告における共通入力事務の重複排除に向けて取り組む。

ロ 国と地方の情報連携等

(イ) e-TaxとeLTAXの仕様の共通化の推進 【平成29年度以降順次実施】

(ロ) e-TaxソフトとeLTAXソフト(PCdesk)との連携の推進 【平成31年度実施に向けて検討】

「規制改革実施計画」(抄)

[平成29年6月9日 閣議決定]

Ⅱ 分野別実施事項

5. 投資等分野

(2) 個別実施事項

① 税・社会保険関係事務のIT化・ワンストップ化

NO.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
		a 特別徴収税額通知(特別徴収義務者用)の正本の電子交付を行っていない市区町村に対し、電子交付の導入の意義・効果に関する助言など電子交付の推進に必要な支援を行う。	a:平成29年度以降継続的に実施 b:平成29年検討、結論を得次第速やかに措置	総務省
2	住民税の特別徴収税額通知の電子化等	b 特別徴収税額通知(納税義務者用)の従業員への交付について、事業者の負担を軽減しつつ全体としての事務の効率化を図るため、事業者に電子的に送信して従業員が取得できるようにする、マイナポータルを利用して事業者を経由せずに従業員が取得できるようにするなどの可能性を検討し、できるだけ早期に結論を得る。		

「経済社会の構造変化を踏まえた税制のあり方に関する中間報告②」 (抄)

[平成29年11月20日 第16回政府税制調査会]

2. 税務手続の電子化等の推進

(2) 地方税関係

(2-2) 電子申告等関係

eLTAX による電子申告については、eLTAX の更なる利便性向上に資する取組を積極的かつ着実に進め、その利用率の向上を図っていく必要がある。具体的には、地方公共団体間の地方法人二税の共通入力事務の重複排除や複数の地方公共団体への法人設立届出書等の電子的提出の一元化などを進めるべきである。

こうした環境整備を進めるとともに、地方法人二税の電子申告について、国税と歩調を合わせて電子申告利用率の向上を図り、将来的には、法人の基本的な手続は原則としてeLTAX で行われるという姿(地方法人二税の電子申告利用率100%)の実現を目指すべきである。

このため、大法人の地方法人二税の電子申告義務化を着実に実施するとともに、中小法人についても、「規制改革実施計画」を踏まえ、地方法人二税の電子申告利用率を平成31年度までに70%以上とするの目標を達成できるよう、税理士会等の協力も得つつ、取組を進めるべきである。なお、将来的には、ICT環境の進展等も踏まえながら、中小法人の地方法人二税の電子申告義務化の実現を図るべきと考えられる。

また、個人住民税の特別徴収手続において、給与支払報告書の提出や特別徴収税額通知(特別徴収義務者用)については、既にeLTAX を用いて電子的に行うことが可能となっているが、特別徴収税額通知(納税義務者用)は、現在、書面で送付されているため、企業に多くの労力とコストが掛かっているとの指摘がある。そのため、「規制改革実施計画」に沿って電子化を進めるべきであり、具体的には、市区町村がeLTAXを経由して特別徴収義務者に電子的に送付して従業員に通知する仕組みの検討を進めていく必要がある。その上で、給与支払報告書の電子的提出率の向上と併せて、特別徴収税額通知の電子的送付の拡大を図るとともに、将来的には、原則として書面の通知が残らないような姿の実現を目指すべきである。

(前ページからの続き)

(2-3) マイナンバー関係

本年11月から情報提供ネットワークシステムを介した情報連携の本格運用が開始され、社会保障分野等における申請手続の際に課税証明書等の添付が不要となるなど、納税者の利便性が向上するとともに、マイナポータルにより、納税者は自らの個人住民税の課税情報等を閲覧することが可能となっている。

N

今後、少子高齢化が進行する中、マイナンバー制度の活用により、福祉分野への正確な所得情報の提供等を進め、低所得者への社会保障サービスの提供などをはじめ、公平できめ細かな社会保障制度の充実等を図ることが益々重要となる。このため、国・地方の税務当局間で効率的なデータ連携を行いつつ、マイナンバーを用いて地方税関係情報を的確に把握していくべきである。

「平成30年度税制改正大綱」(抄)

[平成29年12月14日 自由民主党・公明党]

第一 平成30年度税制改正の基本的考え方

6 円滑・適正な納税のための環境整備

(1) 税務手続の電子化等の推進 (略)

M

給与所得に係る個人住民税の特別徴収税額通知(納税義務者用)については、電子情報処理組織(eLTAX)により特別徴収義務者を經由し、送付する仕組みを、地方公共団体間の取扱いに差異が生じないように配慮しつつ検討する。

「平成30年度税制改正の大綱」(抄)

[平成29年12月22日 閣議決定]

一 個人所得課税

5 その他

(国税)

- (2) 支払調書等の電子情報処理組織 (e-Tax) 又は光ディスク等による提出義務制度について、提出義務の対象となるかどうかの判定基準となるその年の前々年に提出すべきであった支払調書等の枚数を100 枚以上 (現行：1,000 枚以上) に引き下げる。

(注) 上記の改正は、平成33 年1月1日以後に提出すべき支払調書等について適用する。

(地方税)

〈個人住民税〉

- (2) 国税における支払調書等の電子情報処理組織 (e-Tax) 又は光ディスク等による提出義務基準の引下げに伴い、給与支払報告書及び公的年金等支払報告書の電子情報処理組織 (eLTAX) 又は光ディスク等による提出義務制度について、提出義務の対象となるかどうかの判定基準となるその年の前々年に提出すべきであった支払調書等 (給与支払報告書にあっては所得税に係る給与所得の源泉徴収票、公的年金等支払報告書にあっては所得税に係る公的年金等の源泉徴収票) の枚数を100 枚以上 (現行：1,000 枚以上) に引き下げる。

(注) 上記の改正は、平成33 年1月1日以後に提出すべき給与支払報告書及び公的年金等支払報告書について適用する。

C

(前ページからの続き)

三 法人課税

4 税務手続の電子化等の推進

(地方税)

- (1) 申告書の電子情報処理組織による提出義務の創設

- ① 大法人の法人住民税及び法人事業税の確定申告書、中間申告書及び修正申告書の提出については、これらの申告書に記載すべきものとされる事項を電子情報処理組織を使用する方法 (eLTAX) により提供しなければならないこととする。

(注) 上記の「大法人」とは、内国法人のうち事業年度開始の時ににおいて資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人並びに相互会社、投資法人及び特定目的会社をいう。

- ② 上記①の大法人の上記①の申告書の添付書類の提出については、当該添付書類に記載すべきものとされ、又は記載されている事項を電子情報処理組織を使用する方法により提供しなければならないこととする。

(注) 上記の改正は、平成32 年4月1日以後に開始する事業年度について適用する。

(備考) 上記①の大法人の上記②の添付書類の提出方法の柔軟化及び電気通信回線の故障、災害その他の理由により電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合の宥恕措置について、国税における措置等を踏まえ、検討する。

- (2) 外形標準課税対象法人又は収入金額課税法人が法人税の確定申告書又は中間申告書の提出を電子情報処理組織 (e-Tax) を使用して行い、かつ、これらの申告書に貸借対照表及び損益計算書の添付がある場合には、法人事業税の確定申告又は中間申告において、これらの書類の添付があったものとみなすこととする。

(注) 上記の改正は、平成32 年4月1日から施行する。

- (3) 法人事業税及び地方法人特別税の申告書における代表者及び経理責任者等の自署押印制度を廃止する。

- (4) その他所要の措置を講ずる。

A

F

G

4. 償却資産に係る固定資産税の抜本的見直しについて

(略)

賦課期日を法人の決算日とすること、申告期限を所得税及び法人税の申告期限と一致させること、将来的にe-Tax とeLTAX を連携又は統一することにより税額確定方式を申告納税方式に変更することなど、抜本的改革の検討をすべきである。

参考資料

平成30年度税制改正における地方税の申告手続の電子化促進措置(案)

経済社会のICT化等を踏まえ、官民あわせたコストの削減や企業の生産性向上を推進する観点から、国税と同様に、申告データを円滑に電子提出できるよう環境整備を進めつつ、まずは大法人について、電子申告の義務化を図ることとする（平成32年4月1日以後開始する事業年度について適用）。

- 次の内国法人は、法人住民税、法人事業税及び地方消費税の納税申告書（確定申告書、中間申告書及び修正申告書をいう。）の提出を電子的に行わなければならないこととする。

（注1）電子的に提出を行わなければならない範囲には、申告書の添付書類も含むこととする。

人 格	基 準
普通法人（相互会社、投資法人、特定目的会社及び受託法人を除く。）、 公共法人、公益法人等及び協同組合等	各事業年度の開始の日における資本金の額 又は出資金の額が1億円超が対象

（注2）相互会社、投資法人及び特定目的会社、並びに国・地方公共団体（地方消費税のみ）は上記の基準にかかわらず対象。

- 申告データの円滑な電子提出のための環境整備として、以下の見直しを行う。

① 提出情報等のスリム化・提出先のワンスオンリー化

- 国・地方を通じた財務諸表の提出先の一元化

法人税の電子申告により財務諸表が提出された場合には、国税・地方税当局間の情報連携を行い、それにより法人事業税の申告における財務諸表の提出を不要とする。

※ その他の法人税関係書類（法人税申告書等）についても、国税・地方税当局間の情報連携を推進する。

② 認証手続の簡便化

- 法人の認証手続の簡便化

- 法人事業税の代表者及び経理責任者の自署押印制度を廃止し、代表者の記名押印のみで足りることとする（書面申告も同様）。
- 法人が行う電子申告に付すべき電子署名について、法人の代表者から委任を受けた当該法人の役員・社員の電子署名によることも可能とする。

※ (1)については鉱産税についても同様。

上記のほか、電子的提出が困難な場合に例外的に書面申告を可能とする措置や、提出方法の拡充等について、企業の意見や地方団体の課税実務を十分に伺いながら、国税における措置等を踏まえ、引き続き検討。

税務手続の電子化に向けた具体的取組（地方税）

平成29年11月20日
政府税制調査会資料

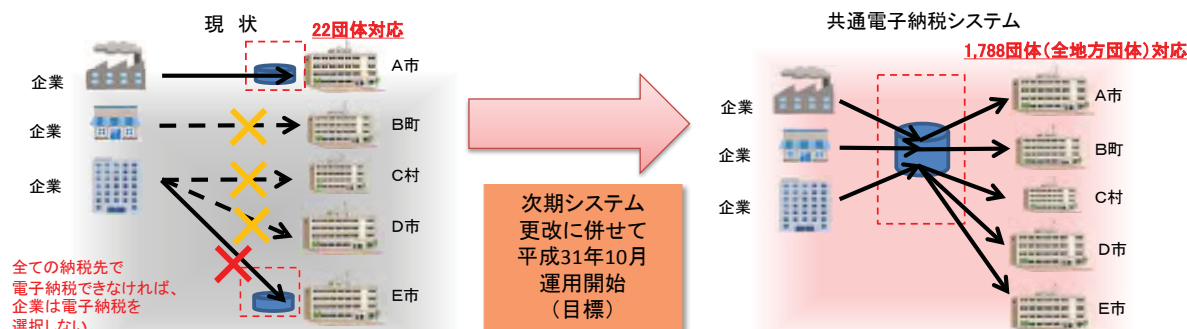
- 地方税の特性（複数の地方団体への手続が必要、賦課課税の税目が多いなど）を踏まえ、全国共通のシステムを利用した税務手続の電子化を推進することにより、納税者の利便性向上と官民双方のコスト削減を図る。

※ 各取組の内容（イメージ）は以下の通り。

- ◎を付した取組は、今後概ね2～3年間程度で着実に進めるもの。
- ☆を付した取組は、課税側（地方団体）、納税側双方の意見を踏まえつつ、関係省庁とともに更なる取組を検討していくもの。

1. 共通電子納税システム（共同収納）関係

目標	現状	今後の取組(イメージ)	参考
共通電子納税システム（共同収納）の導入	地方税の電子納税は、個別団体による対応 費用対効果の問題等から、地方団体ごとの電子納税の対応は普及していない	◎ eLTAX※の次期システム更改に併せて、eLTAXを活用した共通電子納税システムを導入。全地方団体に電子納税に対応。 ※ 地方団体が共同で設置・運営している地方税電子申告システム。 【平成31年10月運用開始目標】 対象税目：地方法人二税等、事業所税、個人住民税（給与所得・退職所得に係る特別徴収） ☆ さらに、その次のシステム更改に向けて各税目の納税実態、課税側（地方団体）・納税側双方の意見、共通電子納税システムの利用状況等を踏まえつつ、利用可能税目の拡大を検討。	・対象税目（左記）に係る電子納税（個別団体対応）実施団体数 22団体 （平成29年3月末）



2. 電子申告等関係

平成29年11月20日
政府税制調査会資料(続き)

目標	現状	今後の取組(イメージ)	参考
電子申告の普及促進	地方法人二税、固定資産税(償却資産)、個人住民税(特徴)等の電子申告(電子的提出)については、平成27年度までに全地方団体が対応済み 法人・個人事業主への更なる普及が課題	◎ 大法人は、地方法人二税の電子申告を義務化。 ◎ 中小法人は、未利用者や税理士への利用勧奨等を行い、地方法人二税の電子申告利用率を70%以上に引上げ。(平成31年度まで) ◎ 地方団体間の地方法人二税の共通入力事務の重複排除を実現。(平成31年度) ◎ 法人税及び地方法人二税の共通入力事務の重複排除を実現。(平成31年度) ☆ 将来的には、ICT環境等を勘案しつつ、中小法人にも地方法人二税の電子申告を義務化。中小法人を含め地方法人二税の電子申告利用率100%を目指す。	・電子申告利用率 60.9%(平成28年度) (法人道府県民税・法人事業税)
法人設立関係手続のオンライン・ワンストップ化	法人設立に当たり、地方団体ごとに手続が必要 国税・地方税・社会保険等の各手続を個別に実施	◎ 複数の地方団体への法人設立届出書等の電子的提出の一元化を実現。(平成31年度) ◎ 国税・地方税の法人設立関係手続について、申請データの一括作成・電子的提出の一元化を実現。(平成31年度) ☆ 法務省が平成32年度に構築する予定の行政機関に対する登記情報を提供する仕組みを活用することにより「登記事項証明書」の添付省略を検討。 ☆ さらに、関係省庁とともに、社会保険・登記を含むすべての法人設立関係手続について、オンライン・ワンストップ化。	・eLTAXを通じた法人設立・異動届出件数 52万件(平成28年度)の内数

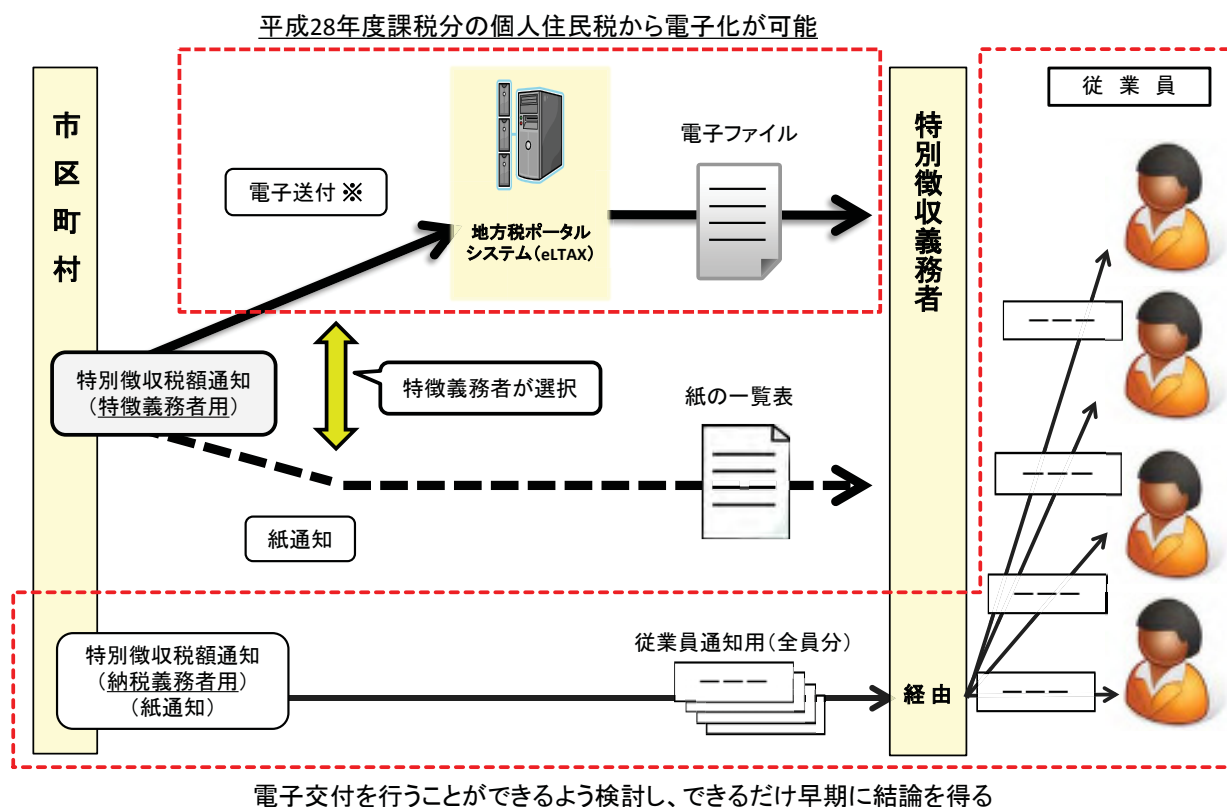
平成29年11月20日
政府税制調査会資料(続き)

目標	現状	今後の取組(イメージ)	参考
特別徴収税額通知(納税義務者用)の電子化	書面により、特別徴収税額通知(納税義務者用)を送付	◎ eLTAXを利用して、特別徴収税額通知(納税義務者用)を特別徴収義務者に電子的に送信して納税義務者が取得できるようにする仕組みを構築。 ☆ さらに、給与支払報告書(企業→市区町村)の電子的提出率の向上に併せて、特別徴収税額通知の電子的送信の拡大を検討。(将来的には、マイナポータルを活用する可能性も検討。)	・給与特徴に係る納税義務者数 3,905万人 (平成28年度)

3. その他

目標	現状	今後の取組(イメージ)	参考
行政機関間のデータ連携拡大	データ連携が十分でない場合、各機関に同じ情報を繰り返し提出する必要がある	◎ ☆ 国税・地方税の法人設立関係手続の電子的提出一元化、法人税及び地方法人二税の共通入力事務の重複排除や法務省との登記情報のデータ連携等を進め、情報提出の重複を削減(ワンスオンリー化)。	・eLTAXを通じた法人設立・異動届出件数 52万件(平成28年度)の内数 ・電子申告件数 245万件(平成28年度) (法人道府県民税・法人事業税)
eLTAXの利便性向上	eLTAXの機能改善など更なる利便性向上が課題	◎ 異動届出書提出時の利用者情報への自動反映を実現。(平成31年度) ◎ メッセージボックスの閲覧方法を改善(eLTAXソフトWEB版の機能拡充及びスマートフォン版の導入)。(平成31年度) ◎ 利用可能文字を拡大。(平成31年度) ◎ 利用満足度に係るアンケートを実施。(平成31年度) ☆ eLTAX受付時間の更なる拡大について検討。	・eLTAXを通じた法人設立・異動届出件数 52万件(平成28年度)の内数

個人住民税における給与所得に係る特別徴収税額通知

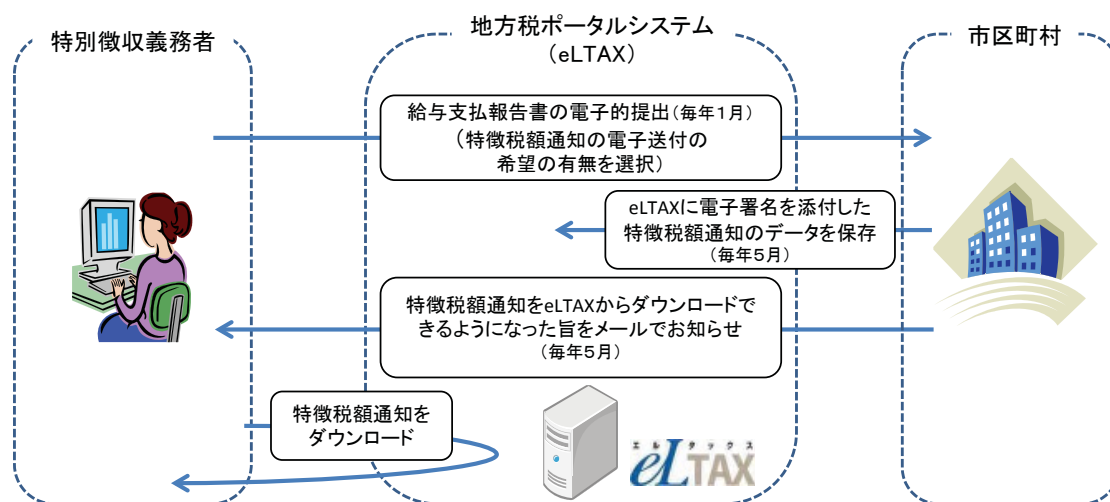


※ … eLTAXを通じて特別徴収税額通知の電子送付を希望する特徴義務者に対し、H28年度以降システム改修した市区町村から順次対応

特別徴収税額通知(特別徴収義務者用)の電子的「正本」通知

○ eLTAXの機能追加(平成27年9月)に伴い、eLTAXを通じて送付する個人住民税に係る特別徴収税額通知(市区町村から特別徴収義務者への通知)について、平成28年度課税分の個人住民税からは、電子署名を添付した「正本」の電子的通知が可能となっている。

<特別徴収税額通知(特別徴収義務者用)の電子的「正本」通知>



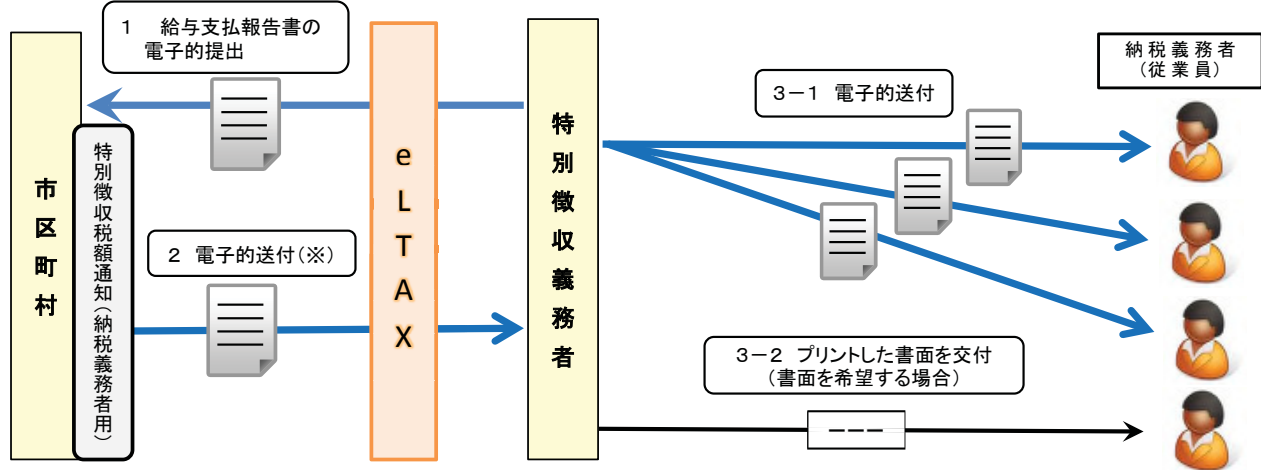
【電子的正本通知を行うための条件】

- 1 特別徴収義務者は、eLTAXの利用申請を行う(特別徴収義務者ごとのフォルダが作成される)。
- 2 毎年の給与支払報告書の電子提出時(eLTAX経由)、特別徴収義務者が税額決定通知の電子送付を選択する。
- 3 電子署名を添付できるシステムに改修済みの市区町村からeLTAXの特別徴収義務者フォルダに電子的正本通知を格納

特別徴収税額通知(納税義務者用)の電子化の検討

給与所得に係る特別徴収税額通知(納税義務者用)については、電子情報処理組織(eLTAX)により特別徴収義務者を経由し、送付する仕組みを、地方公共団体間の取扱いに差異が生じないように配慮しつつ検討する。

電子化のイメージ案

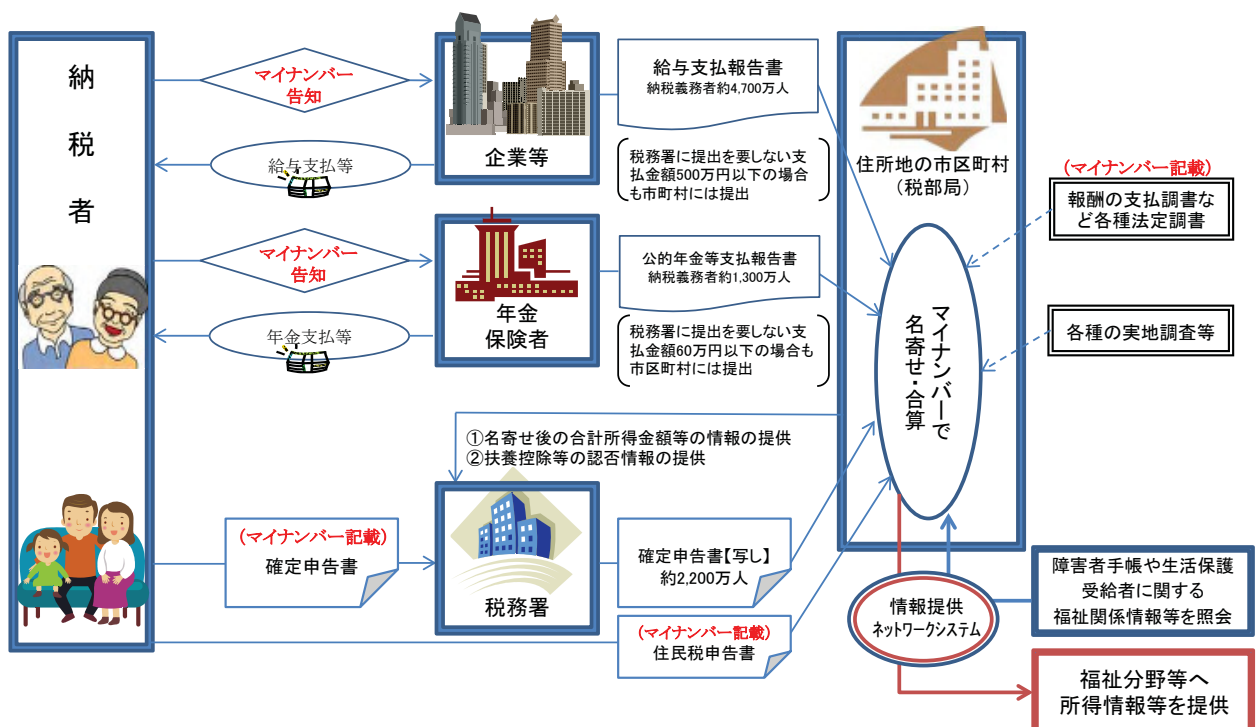


※ 特別徴収義務者が書面送付を求める場合や、電子的送付に対応していない場合には、書面で通知を送付。

マイナンバー制度で個人住民税に係る税情報を活用するイメージ

平成29年10月16日
政府税制調査会資料

- 地方税分野では、確定申告書や住民税申告書の情報、給与支払報告書等の資料情報や、市区町村の有する住民情報等を、マイナンバーをキーとして名寄せ・突合でき、納税者の所得情報をよりの確かかつ効率的に把握することが可能となる。
- さらに、当該所得情報等について、情報提供ネットワークシステムを通じて福祉分野等へ提供することが可能となる。



地方税当局が他の都道府県、市町村から情報提供を受ける事務

- 紙媒体等での照会により確認していた被扶養者の所得等の確認や、障害者手帳の持参により確認していた障害者減免の適用などについて、マイナンバー制度の導入後は、情報提供ネットワークシステムを通じて照会することが可能となる。

情報提供を受ける地方税分野での事務の具体例(※ マイナンバー法別表第二に規定)

税目	情報提供者	想定している具体的な事務	求める情報
個人住民税	都道府県知事	障害者控除の適用	障害者手帳に関する情報
	都道府県知事等	生活保護減免の判定	生活保護受給者情報
	市町村長	家屋敷課税の判定	所得の額、障害者・未成年者・寡婦又は寡夫の該当の有無
		配偶者控除、配偶者特別控除、扶養控除の適用	被扶養者等の所得の額、他の扶養親族となっていない旨 等
固定資産税	都道府県知事等	生活保護減免の判定	生活保護受給者情報
個人事業税	都道府県知事	障害者減免の判定	障害者手帳に関する情報
	都道府県知事等	生活保護減免の判定	生活保護受給者情報

地方税当局が所得情報等の地方税関係情報を提供する事務

- マイナンバー法の別表第二において、情報提供を受ける事務として118の事務が規定され、そのうち57の事務に所得情報等の地方税関係情報の提供が規定されている(平成29年6月現在)。

所得情報等の地方税関係情報を提供する具体例

分野	提供先	具体的な事務
医療・介護 (健康保険)	全国健康保険協会、 健康保険組合	健康保険法による高額療養費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務、高額介護合算療養費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務
医療・介護 (国民健康保険)	市町村長、 国民健康保険組合	国民健康保険法による一部負担金の算定に関する事務、高額療養費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務
福祉 (児童福祉)	市町村長	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務
福祉 (児童扶養手当)	都道府県知事等	児童扶養手当法による児童扶養手当の受給資格及びその額の認定の請求に係る事実についての審査に関する事務
福祉 (児童手当)	市町村長	児童手当法による児童手当又は特例給付の受給資格及びその額についての認定の請求に係る事実についての審査に関する事務
福祉 (介護保険)	市町村長	介護保険法による高額介護サービス費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務
労働等 (職業訓練)	厚生労働大臣	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律による職業訓練受講給付金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務

➡ 利用者負担の決定や給付の受給要件の確認について、課税証明書等の添付を求めることにより確認していたが、マイナンバー制度の導入後は、情報提供ネットワークシステムを通じて照会することが可能となる。

マイナンバー制度の情報連携に伴い省略可能な主な書類の例

〔平成29年11月13日時点〕

内閣官房資料
を基に総務省作成

申請項目	申請先	省略可能な書類の例	申請項目	申請先	省略可能な書類の例
保育園や幼稚園等の利用に当たっての認定の申請(子ども・子育て支援法)	市町村	生活保護受給証明書	特別児童扶養手当の支給の申請 (特別児童扶養手当等の支給に関する法律)	都道府県・市町村	住民票
		児童扶養手当証書			課税証明書
		特別児童扶養手当証書			住民票
		課税証明書※1			課税証明書
児童手当の申請 (児童手当法)	市町村	課税証明書	障害児通所支援・入所支援の申請 (児童福祉法)	都道府県・市町村	生活保護受給証明書
		住民票※1			住民票
奨学金の申請 (独立行政法人日本学生支援機構法)	日本学生支援機構	生活保護受給証明書	障害福祉サービスの申請 (障害者総合支援法)	市町村	課税証明書
		雇用保険受給資格者証			生活保護受給証明書
介護休業給付金の支給の申請 (雇用保険法)	ハローワーク	住民票	障害者・児に対する医療費助成の申請 (障害者総合支援法)	市町村	住民票
		課税証明書			課税証明書
児童扶養手当の申請 (児童扶養手当法)	市町村	特別児童扶養手当証書			生活保護受給証明書
		課税証明書			特別児童扶養手当証書
ひとり親家庭等日常生活支援事業の申請 (母子及び父子並びに寡婦福祉法)	都道府県・市町村	課税証明書	被保険者証交付の申請 (介護保険法)	市町村	健康保険証※2
		生活保護受給証明書			住民票
		児童扶養手当証書	保険料の減免申請 (介護保険法)	市町村	課税証明書
生活保護の申請 (生活保護法)	保護の実施機関(都道府県・市等)	課税証明書			生活保護受給証明書
		雇用保険受給資格者証	公営住宅の入居の申請 (公営住宅法)	都道府県・市町村	住民票
		児童扶養手当証書			課税証明書
		特別児童扶養手当証書			生活保護受給証明書

※1 平成30年7月以降省略可能となる見込みのもの。

※2 国共済、地共済、私学共済、一部の健康保険組合等や、協会けんぽの被扶養者に関する手続については、引き続き健康保険証が必要になります。

(注) 個別の事務手続の際には、各地方公共団体・行政機関のパンフレット、ホームページ等を必ずご確認ください。

資料 3 民間委託の取り組みについて (大阪府)

民間委託の取り組みについて



はじめに

《大阪府の民間委託実施状況》

以前から 納税通知書、督促状等の印刷、封入封かん業務、
自動車税及び自動車取得税申告書受付等業務 など

H21 府税コールセンター運営業務

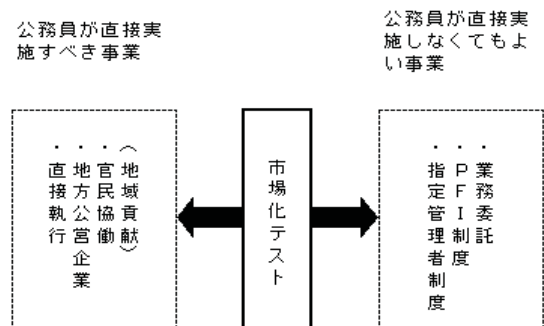
H22 税務窓口業務等委託業務



大阪版市場化テストによる
アウトソーシング

大阪版市場化テスト

大阪版市場化テストは、平成19年2月から開始。
対象業務の詳細な情報を開示した上で、民間事業者から手法を含めた提案を公募し、第三者機関での審議を経て民間開放等の方向性を決定。
外部の視点（市場化）を反映して公共サービスの質の向上と効率化を実現。



2

契約期間及び受託業者等

府税コールセンター運営業務

委託期間	受託業者	契約金額	調達手法
H27.11.1 ~ H30.10.31	(株)エヌ・ティ・ティ マーケティングアクト	299,355千円	総合評価一般競争入札

税務窓口業務等委託業務

委託期間	受託業者	契約金額	調達手法
H28.2.1 ~ H31.1.31	アデコ(株)	1,090,800千円	総合評価一般競争入札

3

導入の経過と目的

府税コールセンター運営業務

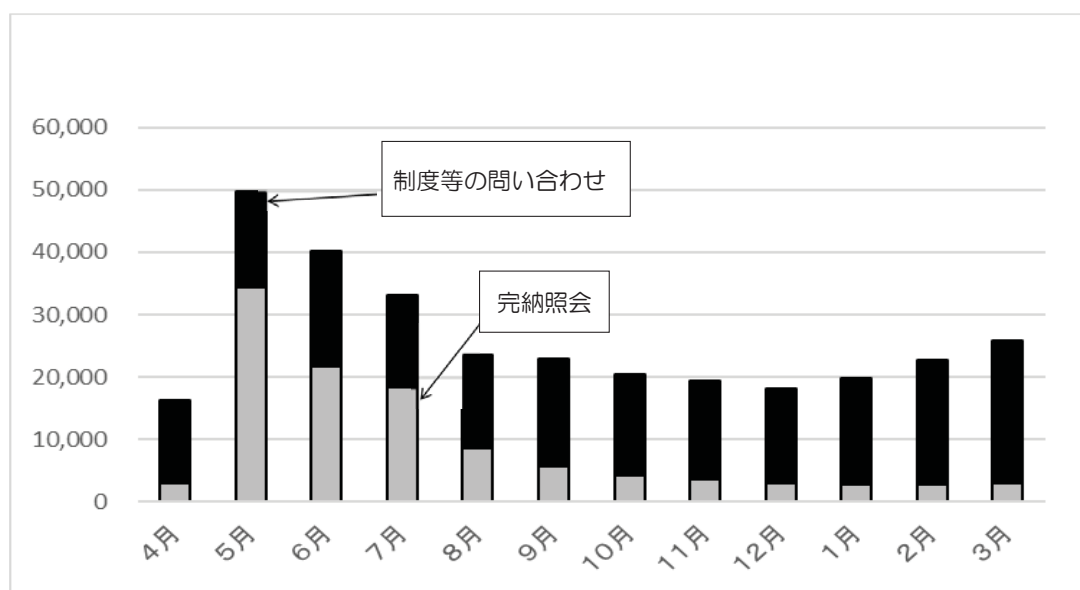
大阪版市場化テストにより民間開放することとした自動車税電話納税懇談業務に、府税事務所で行っていた自動車税に関する制度・各種手続き等の問い合わせ回答業務を一元化し、納税者サービスの向上、自動車税のさらなる税収確保、より効率的な税務運営を図る。

- ① 問い合わせのしやすい環境の整備
- ② サービスの質の向上
- ③ 税務事務の効率化
- ④ 府税収入の確保

4

【問い合わせ件数（H28）】

単位：件



5

税務窓口業務等委託業務

府の業務全般を対象に民間事業者等から提案してもらう仕組みに変更した大阪版市場化テストにより、今までのような一部外部委託による部分的なコスト削減ではなく、府税事務所における税務業務の集約化及び現地性が必要な窓口業務の質的向上を図り、円滑な府税運営とコスト削減を実現する。

① サービスの質の向上

② 税務事務の効率化

6

業務内容

府税コールセンター運営業務

- ① 自動車税の問い合わせ等回答業務
 - ・ 制度等の問合せに対する回答業務（年間約13.3万件）
 - ・ 完納照会に対する回答業務（年間約15万件）
- ② 電話番号調査業務（年間約6.5万件）
- ③ 納税催告業務（年間約10.4万件）

7

【問い合わせ等回答業務及び納税催告業務にかかる対象税目】

業務	自動車税	総合税		
		法人府民税	法人事業税	個人事業税
問い合わせ等回答業務	○	×	×	×
電話番号調査業務	○	—	—	—
納税催告業務	○	○	○	○

【納税催告の年間イメージ】

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
自動車税			電話番号調査										
			納税催告実施期間(6月下旬～11月下旬まで)										
総合税													
	納税催告実施期間(通年) 毎月、納期限後10日経過後においても未納となっている納税者を対象に当月月末までの間に納税の催告を実施												

8

税務窓口業務等委託業務

① 府税事務所の窓口業務

- ・法人関係の申告書等の確認、受付
- ・自動車税における身体障がい者減免の確認、受付
- ・納税証明書等の作成
- ・法人関係の申告書について、データ化のための整理等

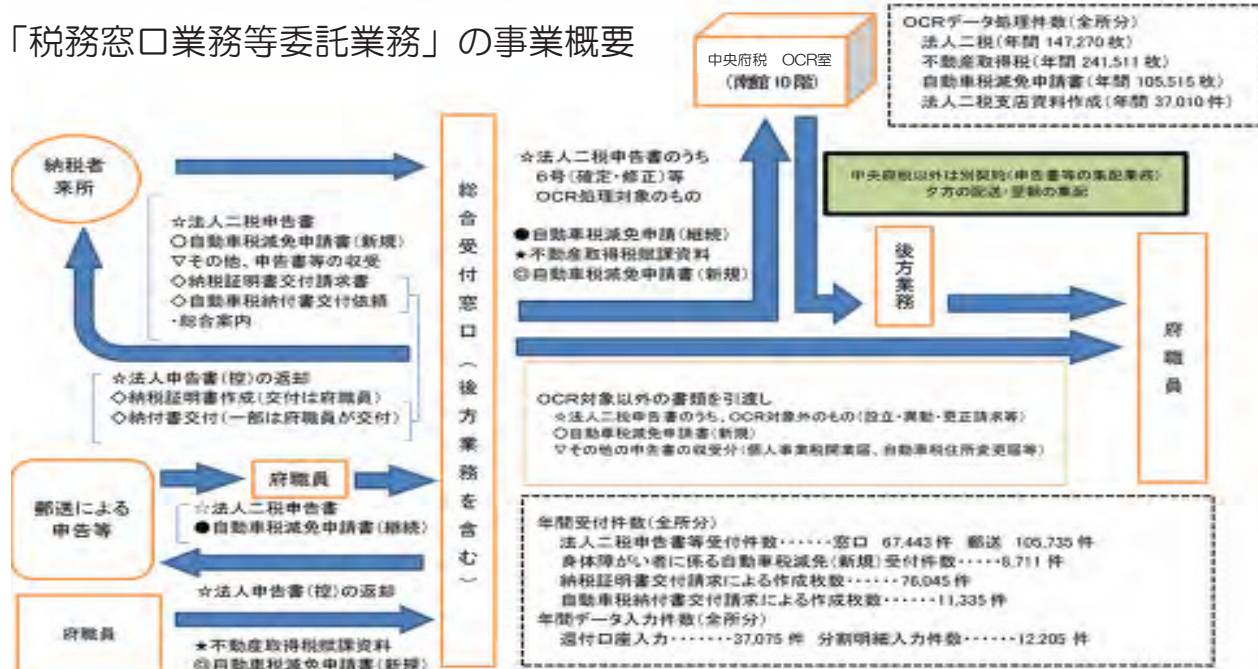
② データ作成事務

- ・OCR機器を利用した法人関係の申告書データ、不動産取得税賦課データ及び自動車税身体障がい者減免データの作成
- ・法人関係の賦課資料の税務電算システムへの入力

9

※件数等はH28年度実績数

「税務窓口業務等委託業務」の事業概要



10

公権力の行使との区分

府税コールセンター運営業務

・自動車税の問い合わせ等回答業務

委託スタッフは、納税者等からの自動車税に係る制度や各種手続きなどの問い合わせに対し、業務マニュアル等に基づき回答や案内を行う

回答が公権力の行使にあたる業務に該当する場合は、職員に業務の引継ぎを行う

・納税滞滞業務

委託スタッフは、納税滞滞対象者へ電話により自主的納付を呼びかける

裁量判断を伴う分割納付の相談などは、速やかに職員へ引継ぎを行う

11

税務窓口業務等委託業務

・窓口受付業務

委託スタッフが、書類の受付業務や窓口における制度の説明等を行い、申告書等に受付印の押印を行う ⇒ 業務フロー①

・納税証明書の発行業務

委託スタッフは、納税証明書の請求の受付及び作成を行い、職員は公印の押印及び交付（意思決定）を行う ⇒ 業務フロー②

12

業務フロー①

窓口受付業務（法人二税申告書）

	納税者等	委託対象業務		委託対象外の業務 （公権力の行使を含む業務等）
		窓口での業務	後方業務	
1	申告書等の提出	形式チェック① （記入漏れ、押印の確認）		
2		形式チェック② （書類添付状況の確認）		
3		申告書等へ受付印の押印		
4	申告書等（控） の交付			申告書等の引渡し

13

業務フロー②

納税証明書の作成

	納税者等	委託対象業務		委託対象外の業務 (公権力の行使を含む業務等)
		窓口での業務	後方業務	
1	交付請求書の提出	形式チェック① (記入漏れ、押印の確認)		
2		形式チェック② (書類添付状況の確認) ・委任状 ・証紙の貼付確認		
3		形式チェック③ (請求者の本人確認)		
4		納税証明書作成画面の確認	府職員へ引継ぎ 証明内容の修正がある場合や 奥書証明など	
5		納税証明書の作成		納税証明書の作成
6			府職員へ引継ぎ	交付の意思決定(公印の押印)
7	納税証明書の交付			

14

導入効果

- ① 職員定数削減等による行政コストの圧縮
 - ⇒ 府税コールセンター運営業務 削減効果 毎年 約2億円
 - 税務窓口業務等運営業務 削減効果 毎年 約3億円
- ② 民間のノウハウを活用した効率的で質の高いサービスの提供
 - ⇒ 毎年、利用していただいた府民の方々と税務職員からアンケートを実施し、いずれも高い評価を得ている
- ③ 業務の繁閑に応じた弾力的な要員の配置
 - ⇒ 繁忙期における業務体制の実現

15

府民満足度調査

府税コールセンター運營業務

○コールセンターに府民からの電話による問い合わせの際に、オペレータがアンケート方式でヒアリングを毎年実施
(自動車税)

- ・調査日程 平成28年11月14日～同17日 ・調査有効件数 616件
- ・5段階評価(「満足」「やや満足」「普通」「やや不満」「不満」)で「満足」及び「やや満足」の評価が98.6%

税務窓口業務等委託業務

○府税事務所の総合受付窓口に来訪された納税者等を対象にアンケート方式による府民満足度調査を毎年実施

- ・調査日程 平成28年11月4日～同17日 ・調査有効件数 2,309件
- ・5段階評価(「満足」「やや満足」「普通」「やや不満」「不満」)で「満足」及び「やや満足」の評価が93.1%

16

職員満足度調査

府税コールセンター運營業務

○職員向けにアンケート方式による職員満足度調査を毎年実施。

(自動車税)

- ・調査日程 平成28年12月5日～同28日 ・調査有効件数 126件
- ・5段階評価(「満足」「やや満足」「普通」「やや不満」「不満」)で「普通」以上の評価が92.6%

(総合税)

- ・調査日程 平成28年12月5日～同28日 ・調査有効件数 101件
- ・5段階評価(「満足」「やや満足」「普通」「やや不満」「不満」)で「普通」以上の評価が83.7%

税務窓口業務等委託業務

○職員向けにアンケート方式による職員府民満足度調査を毎年実施。

- ・調査日程 平成28年12月5日～同28日 ・調査有効件数 256件
- ・5段階評価(「満足」「やや満足」「普通」「やや不満」「不満」)で「普通」以上の評価が93.9%

17

繁忙期における業務体制

府税コールセンター運営業務

平成28年度	5月（繁忙期）	9月（通常期）
配置数	72名	32名

税務窓口業務等委託業務

平成28年度	5月（繁忙期）	9月（通常期）
配置数	209名	137名

18

留意点

- ① 期間契約に基づく契約額の設定であるため、提供するサービスの質的水準に一定の対策が必要
⇒ 契約において、業務委託のサービス要求水準を設定し、その水準に連動した金額を委託料として支払う（例）電話放棄率、府職員への引継処理誤り割合 など
- ② 税務情報や個人情報保護のため、委託業者へのセキュリティ対策が必要
⇒ 委託業者に個人情報などに関する研修や従事者からの誓約書の提出を求める など
- ③ 偽装請負対策が必要
⇒ 作業現場において、職員が委託スタッフに直接指示や命令を出さないように、明確に作業スペースを分ける など
- ④ 委託業務内容に対する職員側のノウハウ蓄積が困難
⇒ 受託業者が使用している業務マニュアルを共有し活用する

19

資料 4 税務窓口業務の民間委託及び
収納チャネル拡大の取組み
(千葉市)

税務窓口業務の民間委託 及び 収納チャネル拡大の取組み

～千葉市税務部の取組み～

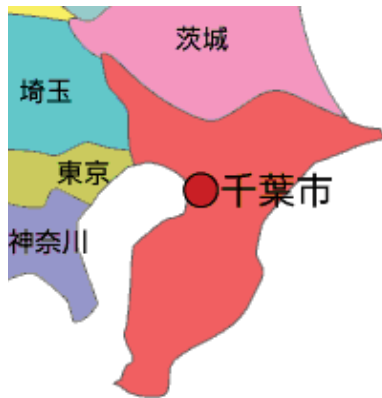


千葉市財政局税務部

税務窓口業務の民間委託 千葉市税務部の取組み



千葉市財政局税務部
課税管理課



12番目の政令指定都市 市税の賦課徴収は、市内2か所に 設置された「市税事務所」で実施

- 人口 975,175人(7/1現在)
- 個人市民税納税義務者数
472,329人

➤ 個人市民税調定額 約866億円

税源移譲による臨時交付金額も含む。

➤ 軽自動車税調定額 約11億円

➤ 税務証明書年間発行数 275,665件

2

税務窓口業務の民間委託 取組みの概要

千葉市では、税務窓口業務の民間委託化を、平成26年10月から開始しました。

	市税事務所窓口業務	税務事務センター業務
主な業務内容	・市・県民税課税証明書等の証明書交付申請の窓口受付 ・原付バイク等の新規・標識変更・廃車等の登録申請の窓口受付 ・税務オンライン端末による申請情報の入力及び証明書等の出力	・公用税務照会の受付及び回答(税務オンラインの操作を含む。) ・軽自動車税申告書の税務オンライン端末によるデータ入力 ・口座振替申込書の税務オンライン端末によるデータ入力
契約の種類	労働者派遣契約	請負委託契約
その契約による理由	公証行為・手数料徴収は市職員が行うため、請負契約で必須となる業務の切り分けが難しい。また、窓口対応は即時性が求められるため、請負契約では禁止されている市職員から派遣スタッフへの指揮監督が必要である。	即時性が求められないため、市の指揮監督を受けず、独立した事業者として仕様書等に基づき業務の遂行が可能である。また、同一業者・スタッフの継続的従事により業務のクオリティが担保され、業務改善も事業者側で自由に行える。

3

民間委託の取組みは「税務組織改革」の「第2ラウンド」として、検討を開始。

◆千葉市の「税務組織改革」平成22年10月実施◆

- ① 6つの行政区（区役所）ごとに設置していた課税課・納税課を廃止し、市税の賦課徴収事務を2つの市税事務所に集約。
- ② 市税事務所の無い行政区には、窓口サービス部門として市税出張所を設置。

税務組織改革の主たる目的である、賦課徴収業務の体制強化の為にマンパワー不足が顕在化し、平成24年から窓口業務の民間委託化の検討を開始した。

4

税務窓口の民間委託化の状況につき、大手人材派遣会社を通じ研究したが、実施例が少なく検討が停滞。

「税務窓口業務の民間委託化に関するプロジェクトチーム」 平成25年4月立ち上げ

- ① 平成26年度に「窓口業務の民間委託」をスタートさせる。
- ② 上記の目標達成のため、業務上改善・解決すべき問題点の抽出、課題の絞り込みを行い、基本計画を策定。
- ③ 検討内容は「窓口等業務委託化基本計画書」として8月までに取りまとめ、人事協議・予算要求の基礎資料とする。

⇒「持ち時間」僅少、「異例のスピード」での検討を拝命。

5

民間委託検討の上での「一番の苦労」

⇒税務窓口は「個人情報だらけ」「公権力の行使」だから民間委託できない、という市職員の誤解を解くのが大変。

個人情報

適切なセキュリティ対策の実施により、個人情報取扱い事務も民間委託可能。
例) 課税資料のデータパンチ委託
戸籍端末のキーパンチャー派遣



公権力の行使

窓口業務、市税の賦課徴収に直結しない間接業務の内容を分析し、市職員が直接実施すべきもの、委託可能だが市職員の指揮監督が必要なものを峻別する。

☞庁内外の先行事例を調査・共有し、「民間委託できる」というムードを高める。

6

民間委託検討の上で調整が必要な「ステークホルダー」

⇒民間委託の予算つけるから「人員削減すべし」という財政当局と民間委託は「人員削減に直結するから許さない」という職員組合との「相反」を乗り越える。

財政当局へは

民間委託化により生じた余剰人員を、税務職員の本来業務である市税の賦課徴収部門に再配置することで、市税の増収が見込まれると説明。



職員組合へは

窓口業務の民間委託は、人員削減策でない旨の説明をし、市職員の労働条件（時間外勤務など）に支障が生じた場合は協議を行う事を約束。

☞人員の削減をせずに、民間委託化に向けた予算の獲得を可能とした。

7

民間派遣スタッフの「税務窓口経験者」は僅少である。

⇒公務員より民間スタッフは「気が利いた接遇」ができるが、戦力とするには、イチから育成する取り組みが必要。

定量的効果

- ・賦課徴収体制の強化による増収
- ・職員人件費（時間外勤務など）削減



定性的効果

- ・民間事業者のノウハウを活用した業務の効率化、高度化
- ・来庁者に対するサービスレベル・接遇の向上
- ・安定的な労働力供給による職場環境の改善
- ・職員のモチベーション向上

👉市職員が有していた業務執行のノウハウの維持、請負契約の法令遵守（偽装請負行為の回避）が課題。

8

コンビニ交付の導入効果と課題

千葉市「区役所窓口改革」の一環として導入

⇒平成29年1月より、「市民総合窓口の設置」「区政事務センターへのバックオフィス事務集約化」「セルフ化の実施」の取り組みを実施し、「セルフ化」のサービス内容の一つとして「コンビニでの所得証明書等の交付」が位置付けられる。

効果

- ・来庁者の減少による税務職員人件費の（時間外勤務など）削減

【参考】H29年6月コンビニ交付数 380件

- ・身近なコンビニで証明書を取得できるため、窓口に来る手間が省かれ市民サービス向上



👉マイナンバーカードがサービスの利用に必要なため、マイナンバーカードの普及による利用者数の向上が課題。

9

税務証明書等の窓口業務のほか、住民票発行等の窓口業務についても、その性質に応じ、人材派遣を活用している。

区役所総合窓口等 での民間活用

- ・住民票発行等受付（外国人対応含む）
 - ・総合案内（コンシェルジュ）
 - ・区政事務センターでのシステム入力や郵送請求業務
 - ・介護保険に関する申請等受付
- ⇒人材派遣は、指揮命令が可能で柔軟に配置でき、また、従事者数を継続して維持できるため安定的なサービス供給が可能。

 **民間委託に相応しい業務、効果的な業務だったか。**
派遣法の改正に伴い、3年間の期間制限の導入により雇用・業務の継続性に課題。

10

おわりに

ご静聴、ありがとうございました。

本日ご説明の内容につきましては、下記担当までお問い合わせ下さい。

【税務窓口の民間委託について】

千葉市財政局税務部課税管理課 市民税班

043-245-5120 kazeikanri.FIT@city.chiba.lg.jp



11

千葉市における 収納チャネル拡大の取組み



千葉市財政局税務部
納税管理課 収納班

市税の納付方法 1



大きく分けると、2 とおりの方法

(カッコ内は開始年度)

・口座振替

- 期別振替（昭和45年）
- 全期前納振替（平成29年）

・納付書による納付

- 窓口納付
- コンビニ納付（平成18年度）
- MPN（マルチペイメントネットワーク）納付（平成18年度）
- インターネットを利用したクレジットカード納付（平成28年度）

税目別納付方法

		口座振替		納付書を利用					
				窓口			MPN	コンビニ	クレジット
		全期前納	期別	関東・山梨 以外	関東・山梨	関東・山梨 以外			
一般税	市県民税(普通徴収)	○	○	○	○	○	○	○	○
	固定資産税(土地家屋)	○	○	○	○	○	○	○	○
	固定資産税(償却資産)	○	○	○	○	○	○	○	○
	軽自動車税	×	○	○	○	○	○	○	○
諸税	市県民税(特別徴収)	×	×	○	○	○	×	×	×
	法人市民税	×	×	○	○	×	×	×	×
	事業所税	×	×	○	○	×	×	×	×
	市たばこ税	×	×	○	×	×	×	×	×
	鉱産税	×	×	○	×	×	×	×	×
	入湯税	×	×	○	×	×	×	×	×
	特別土地保有税	×	×	○	×	×	×	×	×

14

新たな収納チャネルの検討

クレジットカードによる納付を求める声の増加
(市長への手紙、市民からの要望)

⇒クレジットカード納付の実現に向けた検討

システムの
改修費用が
かかる

システム刷新に
合わせて導入

- ・見積金額は約2,000万円
- ・平成元年稼働のシステムを改修・・・？



- ・機能要求にあらかじめ入れることにより、費用及び開発期間の減少を図る

👉システム刷新に合わせて、クレジットカード納付を開始

15

検討した主な内容

- 利用料の負担
- 業者選定方法
- 運用
- 実施時期
- 対象科目
- 利用可能な期間

→納税者の利便性向上が主目的
(副次的に徴収率の向上を目指す)

16

検討内容①

	他の納付方法との均衡を考慮
利用料の負担	コンビニ納付が年々増加していることを踏まえ、市の負担を増加させない利用料の設定を検討。
業者選定方法	プロポーザル方式を採用することにより、市の施策に沿った提案を採用。
運用	MPN納付と同様のデータ処理とすることにより、事務負担や費用を低減。
	システムの改修を伴うため費用がかかる

17

検討内容②

実施時期	新システム稼働時期の3か月後とすることによるシステムトラブルの防止、職員への周知期間の確保。
対象科目	MPN納付と同様と4科目とするとともに、納付書の様式は変更せず実施できるようにした。
利用可能な期間	納期限までとすることにより、期限内納付の意識づけを図った。

18

クレジット納付の内容 1

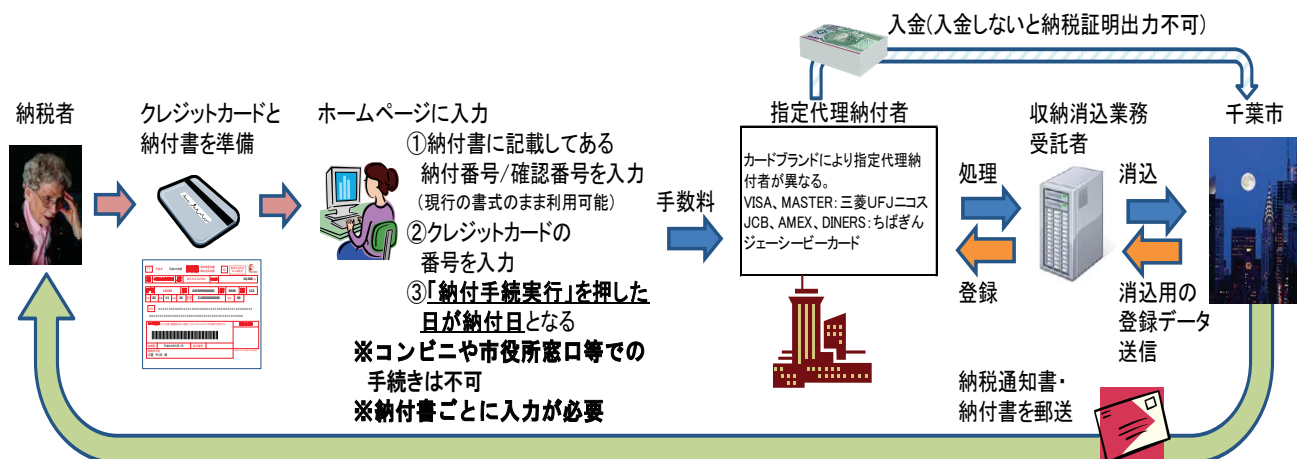
市税のクレジット納付

対象税目：固定資産税(土地・家屋)、固定資産税(償却資産)、市県民税(普通徴収)、軽自動車税

内容

- ・平成28年4月発行の納付書から対応する。
- ・クレジット納付に要する手数料(税額10,000円につき税抜70円)は、全額納税者の負担とする。
- ・対象カードブランドは、JCB、VISA、MasterCard、AMERICAN EXPRESS、DinersClubの5ブランド。
- ・納期内納付のみを対象とする。

19



指定代理納付者の選定

企画提案による選定を実施した結果、指定代理納付者: ちばぎんジェーシービーカード株式会社及び三菱UFJニコス株式会社、システム運用事業者: 株式会社エフレジによる3社の提案が最優秀提案となった。三菱UFJニコス株式会社が、VISA、MasterCardの取扱いを、ちばぎんジェーシービーカード株式会社が、JCB、AMERICAN EXPRESS、DinersClubの取扱いを行い、株式会社エフレジが、それらのデータの送配信、web画面の構築等を行う。

指定代理納付者からの入金日について(上記における「入金」)

月6回入金される(指定代理納付者ごとにスケジュールが異なる)。

市へ入金された後に、納税証明書の発行が可能となる(平成18年11月22日付け総行第198号総務省自治行政局行政課長通知)。

20

市独自の項目

複数の納付情報を入力可能に	納付書4枚分までの入力が可能
利用料は複数枚分の合算	決済金額1万円ごとに70円(税別)。 (例) 14,000円の納付書2枚分を決済 →28,000円に対してなので、210円+税。 他市においては、14,000円に対し140円×2=280円+税、というところが多い。
画面遷移のカスタマイズ	利用者が利用しやすいような画面構成に
利用金額の上限	1,000万円未満まで利用が可能

21

広報の工夫

窓口では使えない	「インターネットを利用したクレジットカードによる納付」というタイトルに統一
人の目に触れる方法	市長ブログ、公式ツイッター・フェイスブック 市政だより、市ホームページ 納税通知書自体への記載、チラシの封入
受託者による広報	メールマガジン、金融機関窓口へのチラシ配架、 おすすめサイトへの掲載

22

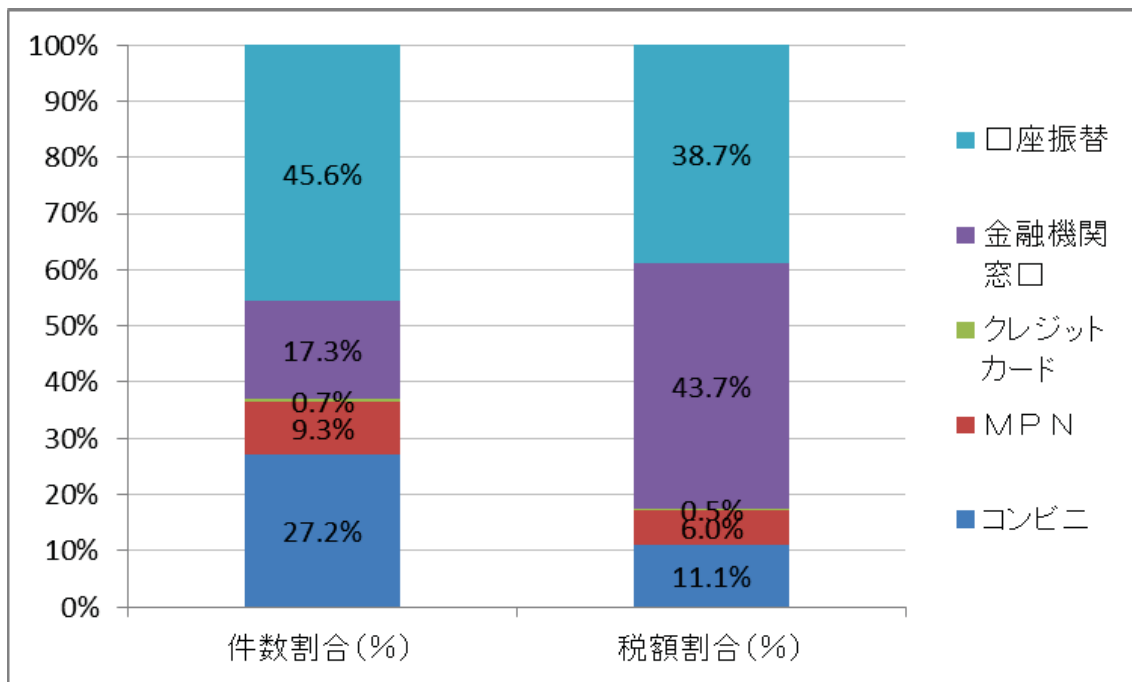
納付方法別シェア等 1

納付方法別件数・金額 (一般税・平成28年度)

	コンビニ	MPN	クレジット カード	金融機関 窓口	口座振替	計
件数(件)	533,427	181,867	13,372	338,734	895,541	1,962,941
税額(百万円)	11,347	6,131	465	44,740	39,606	102,289
件数割合(%)	27.2%	9.3%	0.7%	17.3%	45.6%	
税額割合(%)	11.1%	6.0%	0.5%	43.7%	38.7%	

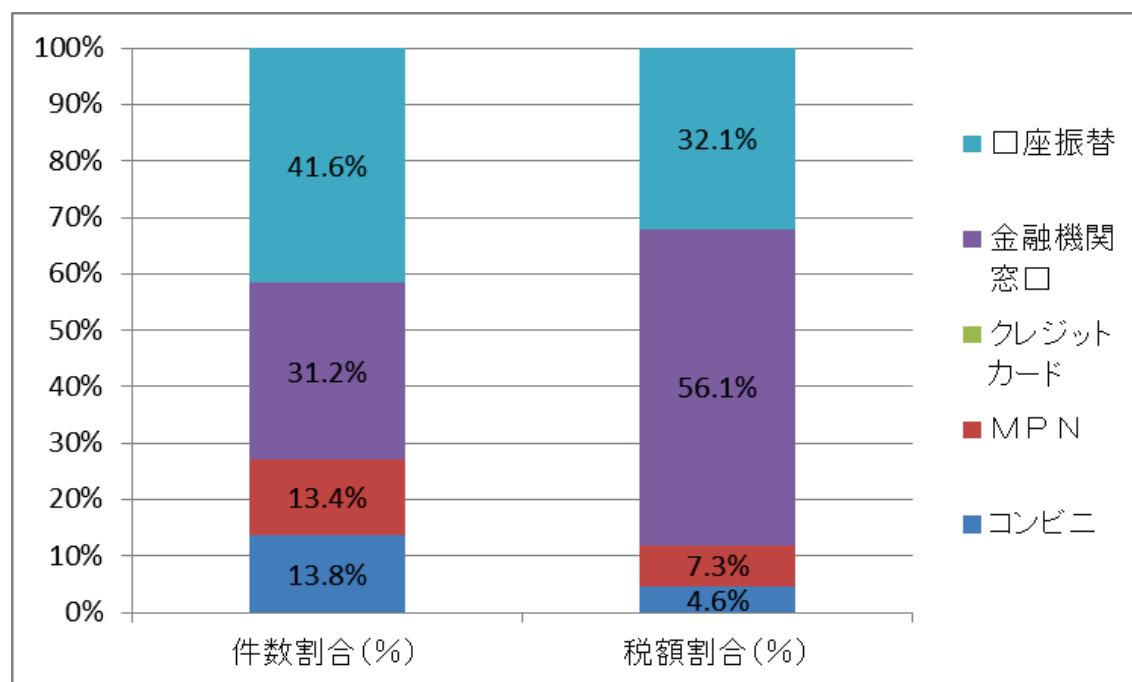
23

納付方法別のシェア（一般税・平成28年度）



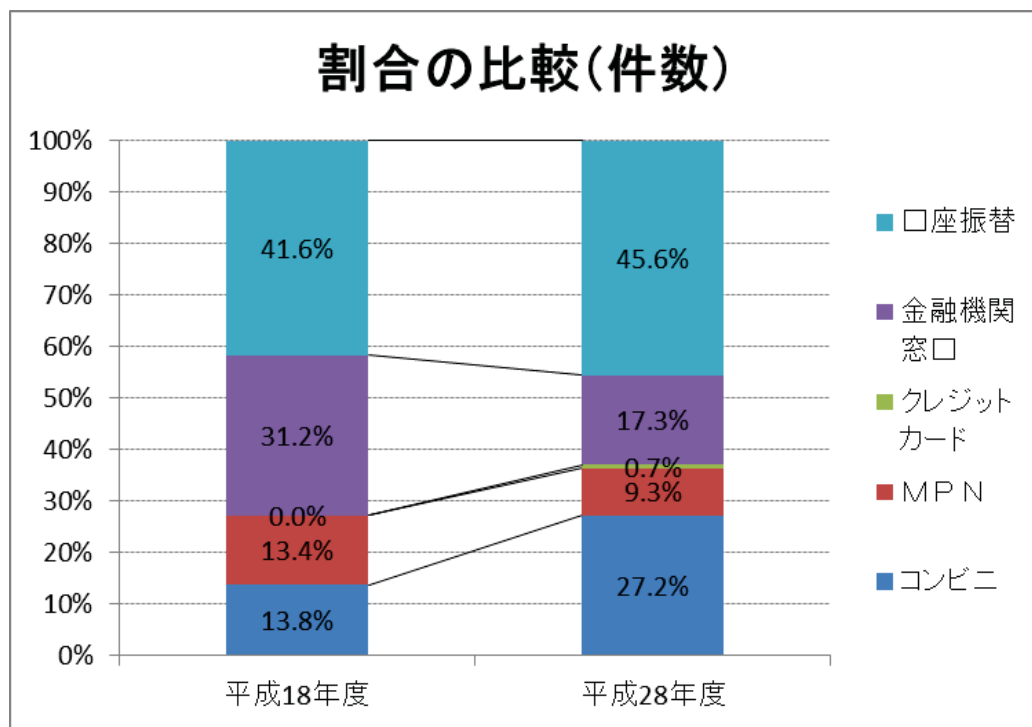
24

納付方法別のシェア（一般税・平成18年度）



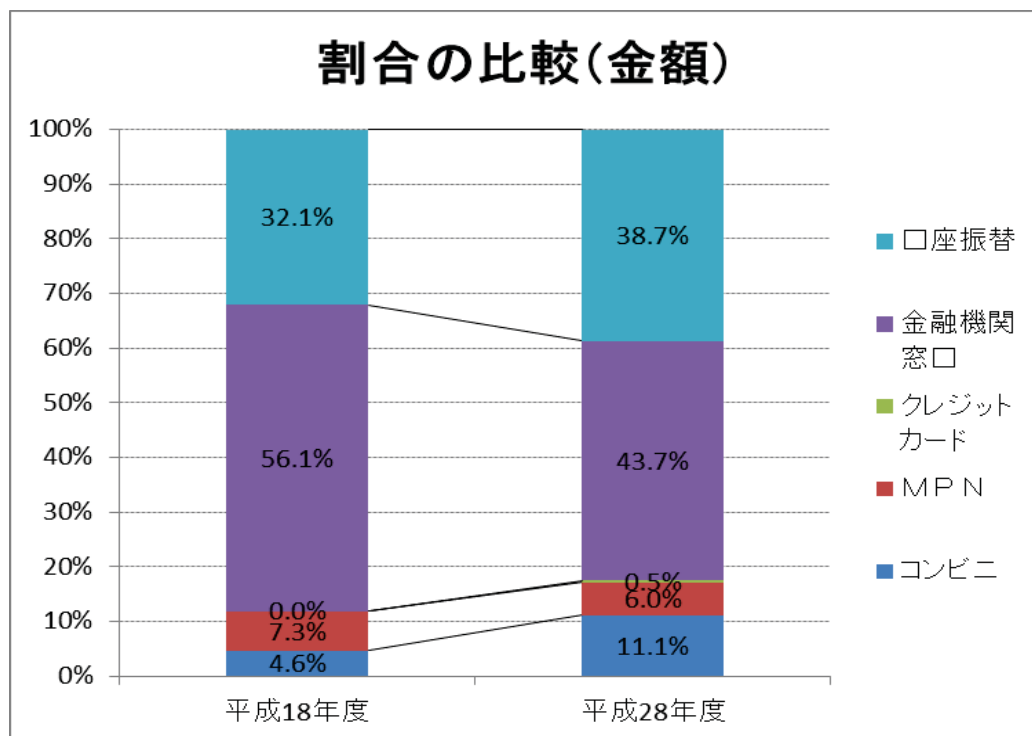
25

納付方法別シェアの比較



26

納付方法別シェアの比較



27

クレジット納付 平成28年度実績

税目	クレジット 納付件数	納付書納付に おける割合	納付における 割合
固定資産税・都市計画税	6,605	1.2%	0.5%
固定資産税(償却資産)	100	0.3%	0.2%
軽自動車税	2,624	1.5%	1.5%
市県民税(普通徴収)	4,043	1.3%	0.8%
計	13,372	1.3%	0.7%

	件数	割合
VISA	6,586	49.3%
MASTER	1,881	14.1%
JCB	3,641	27.2%
AMEX	989	7.4%
DINERS	275	2.1%
計	13,372	

	納期内 納付率	増減
平成27年度	80.5%	
平成28年度	81.3%	0.8%

28

クレジット納付 主な問い合わせ内容

- ◆利用料がかかる
→納付日より後に決済される時間的メリット、ポイントの付与
利用料は市の収入ではない旨を明記
- ◆口座振替からの切り替え方法
→口座振替を廃止し、納付書を発行
- ◆証明書の発行時期
→クレジット会社から入金があるまで発行不可
- ◆決済日
→通常のクレカでの買い物と同様

29

ご静聴、ありがとうございました。

本日ご説明の内容につきましては、下記担当までお問い合わせください。

千葉市財政局税務部納税管理課 収納班

043-245-5125

nozei.FIT@city.chiba.lg.jp



30

資料 5 税務手続きの利便性向上及び
税務業務の効率化について
(福岡市)

税務手続きの利便性向上 及び税務業務の効率化について

平成29年8月1日 福岡市

(目次)

1・福岡市の概要

2・税務手続きの利便性向上

- (1) eLTAXを利用した電子申告・電子納税
- (2) 納税について
 - ① コンビニエンスストア等での納税
 - ② モバイルレジによる納税
 - ③ クレジットカードでの納税
 - ④ インターネット口座振替受付サービス

3・窓口業務等の事務効率化

- (1) 税務証明及び照会にかかる郵送請求関係業務の民間委託
- (2) 未納者へのお知らせ業務の民間委託
- (3) 税務証明等窓口業務にかかる派遣職員の導入

福岡市の概要①

○基礎データ

①人口

平成28年10月1日推計人口

合計	1,553,778 人
東区	310,395 人
博多区	233,036 人
中央区	194,725 人
南区	257,801 人
城南区	131,061 人
早良区	218,150 人
西区	208,610 人

平成27年度(現年度調定)

■個人市民税 対象人員 ……682,172人

■固定資産税(土地・家屋) 対象人員…421,434人

2

福岡市の概要②

○基礎データ

②面積

面積(km2)

合計	343.39
東区	69.36
博多区	31.63
中央区	15.40
南区	30.98
城南区	15.99
早良区	95.87
西区	84.17

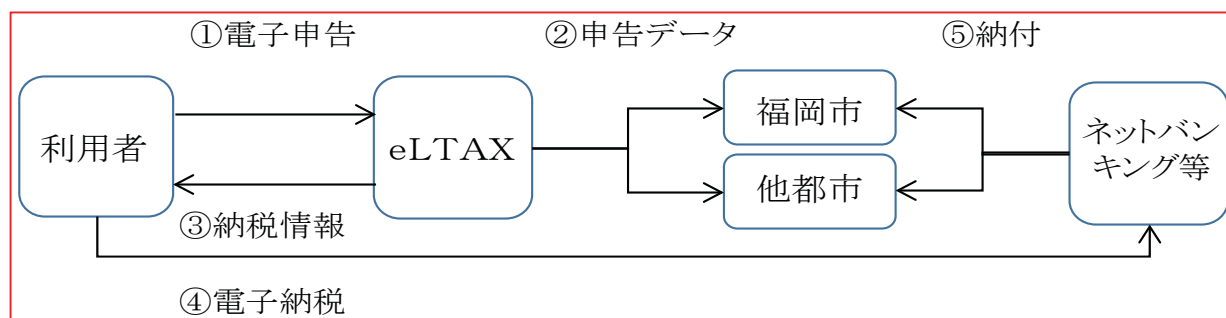


※平成28年10月1日現在 国土地理院

3

eLTAXを利用した電子申告・電子納税①

○概略図



○導入開始年度

- ・H17年度 電子申告開始
- ・H24年度 電子納税開始

○対応税目

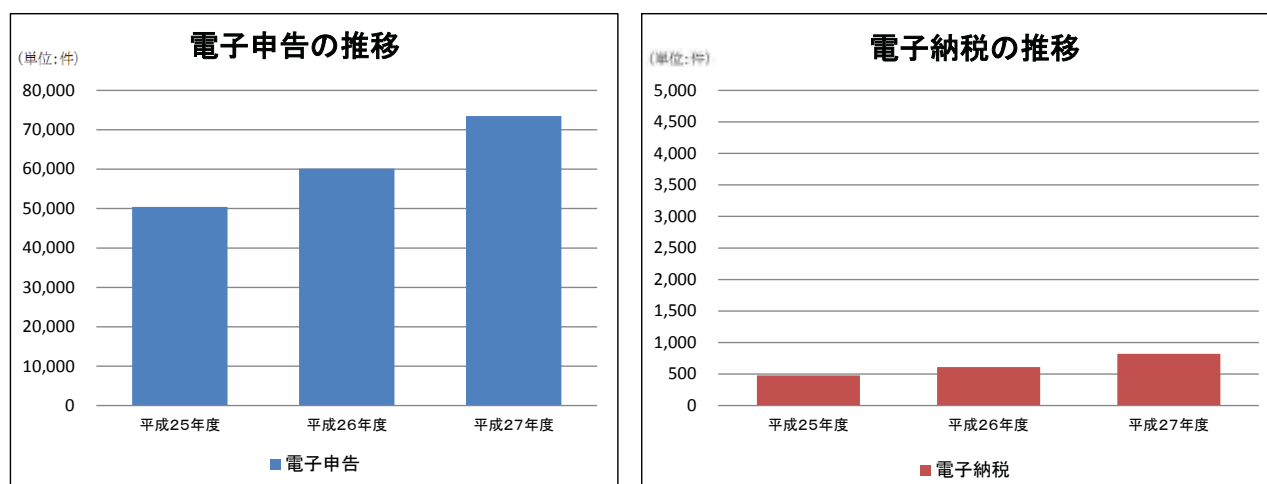
申告・納税	申告
・個人市県民税(特別徴収) ・法人市民税 ・事業所税	・固定資産税(償却資産)

4

eLTAXを利用した電子申告・電子納税②

○納付方法

インターネットバンキング・モバイルバンキング・ペイジー対応のATM



単位: 件

項目	平成25年度	平成26年度	平成27年度
電子申告	50,402	60,133	73,478
電子納税	479	612	821

5

eLTAXを利用した電子申告・電子納税③

○導入経費(システム改修費)

- ・平成17年度 電子申告 111,467千円
- ・平成24年度 電子納税 26,250千円

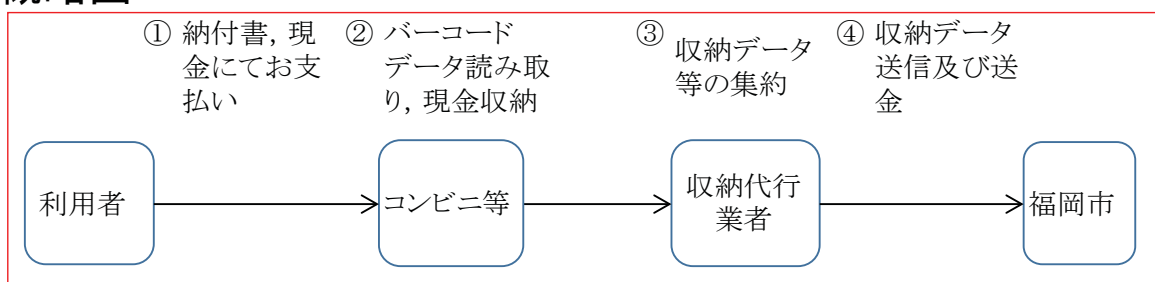
○課題等

- ・電子納税を行う時に、利用者が年度や納付額を誤って、電子申告と違う内容を入力した場合でも、そのまま送金される。
- ・本市の納付番号はデータとして保持されていないため、本市職員が手作業で納税義務者を特定する業務が発生している。
- ・利用者から問い合わせがあった時に、本市でシステム自体を管理していないため、利用者がどう操作したのか把握するのが困難。

6

コンビニエンスストア等での納税①

○概略図



○導入開始時期

H18年度 軽自動車税

H19年度 個人市県民税(普通徴収), 固定資産税・都市計画税(償却資産を含む)

○導入の目的

いつでも納税できる環境の提供 ※金融機関以外の納税窓口の拡充

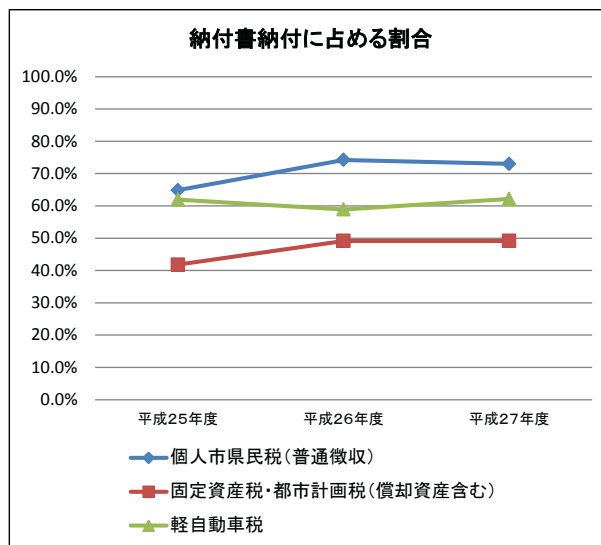
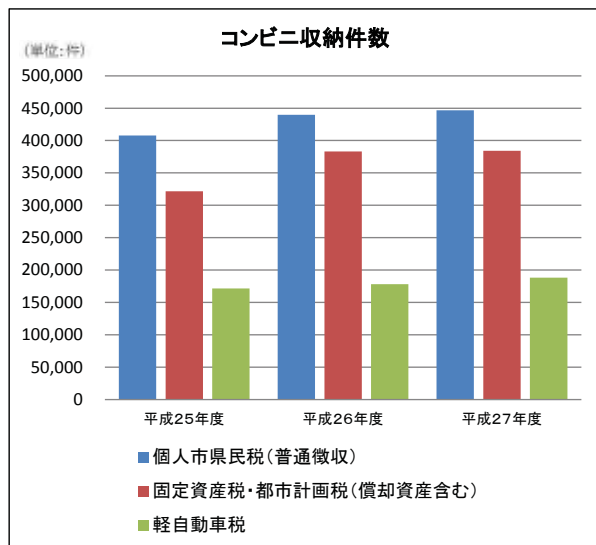
○対応税目

- ・個人市県民税(普通徴収)
- ・固定資産税・都市計画税(償却資産を含む)
- ・軽自動車税

7

コンビニエンスストア等での納税②

○収納状況



単位: 件

対応税目	平成25年度		平成26年度		平成27年度	
	コンビニ収納 件数	利用率	コンビニ収納 件数	利用率	コンビニ収納 件数	利用率
個人市県民税(普通徴収)	407,779	64.9%	439,777	74.2%	446,621	73.0%
固定資産税・都市計画税(償却資産含む)	321,564	41.8%	383,199	49.2%	384,237	49.2%
軽自動車税	171,639	61.9%	178,270	58.9%	188,366	62.1%
合計	900,982	53.8%	1,001,246	59.8%	1,019,224	60.1%

8

コンビニエンスストア等での納税③

○課題等

・本市が負担する1件当たりの手数料(55円)が、口座振替(10円)及び銀行窓口(10円)と比較して割高である。※いずれも税抜き

なお、55円とは別途、速報データ作成のため1件当たり3円の手数料を負担している。

・コンビニでの納税は1枚あたり30万円を超える納付書での納付ができない。

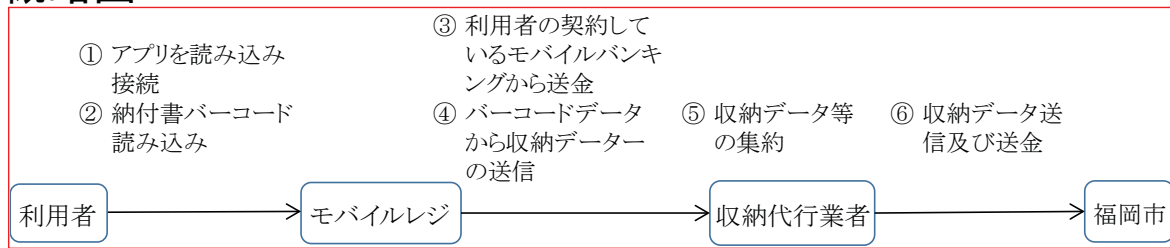
・コンビニ窓口で収納ミス(オペミス)の発生が多い。

発生件数 平成28年度20件、平成29年度(7月28日現在)11件

9

モバイルレジによる納税①

○概略図



○導入開始時期：H25年度

○導入の目的

- ・いつでもどこでも納税できる環境の提供
- ・個人情報への対応(窓口で税額等を知られることなく納税が可能)
※モバイルバンキング(スマートフォンの場合はインターネットバンキング)納税

○対応税目

- ・個人市県民税(普通徴収)
- ・固定資産税・都市計画税(償却資産を含む)
- ・軽自動車税

○モバイルバンキング未契約の方への対応

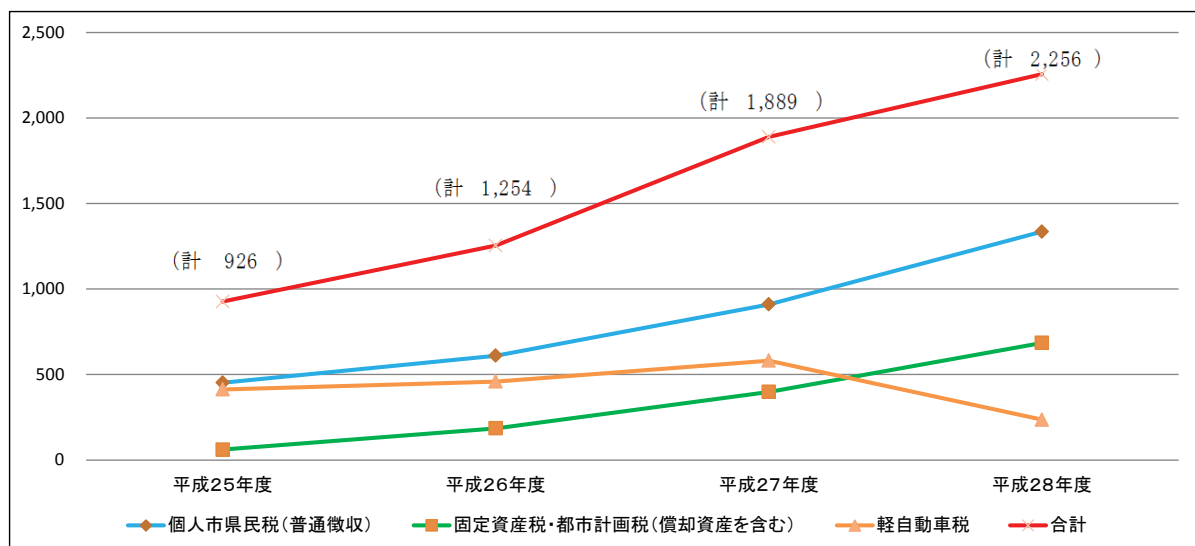
平成28年度 地方銀行アプリ開始 ※地銀初のアプリ開始!

10

モバイルレジによる納税②

○モバイルレジ納付件数の推移

(単位:件)



単位:件				
税目	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
個人市県民税(普通徴収)	452	610	910	1,335
固定資産税・都市計画税(償却資産を含む)	61	185	398	685
軽自動車税	413	459	581	236
合計	926	1,254	1,889	2,256

※平成28年度は見込み

11

モバイルレジによる納税③

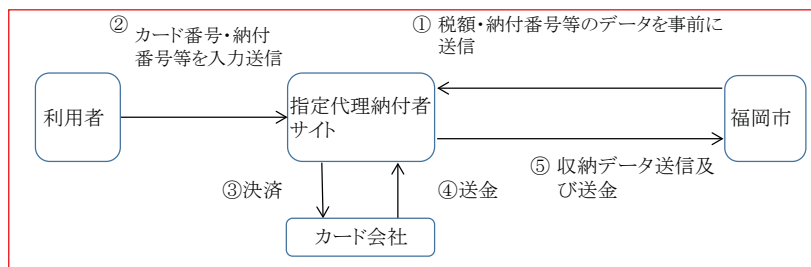
○課題等

- ・原則、モバイルバンキングなどの個別契約が必要となるため、利用者が少ない。
- ・コンビニ等で使用するバーコードを利用するため、1枚あたり30万円を超える納付書での納付ができない。

12

クレジットカードでの納税①

○概略図



○導入開始時期: H28年度

○導入の目的

- ・いつでもどこでも納税できる環境の提供
 - ・個人情報への対応(窓口で税額等を知られることなく納税が可能)
- ※インターネット(PC, スマホ, タブレット端末)を活用したクレジットカード納税

○対応税目

- ・個人市県民税(普通徴収)
 - ・固定資産税・都市計画税(償却資産を含む)
 - ・軽自動車税
- ※納期後は利用不可

○利用可能なカード

VISA, MasterCard, JCB, AMERICANEXPRESS, DinersClub

13

クレジットカードでの納税②

○手数料

- ・利用者負担 1万円につき73円(税抜き)

○平成28年度収納状況 ※見込み

単位: 件:千円

対応税目	件数	税額
個人市県民税(普通徴収)	8,239	595,346
固定資産税・都市計画税(償却資産を含む)	10,953	630,655
軽自動車税	5,738	33,756
合計	24,930	1,259,757

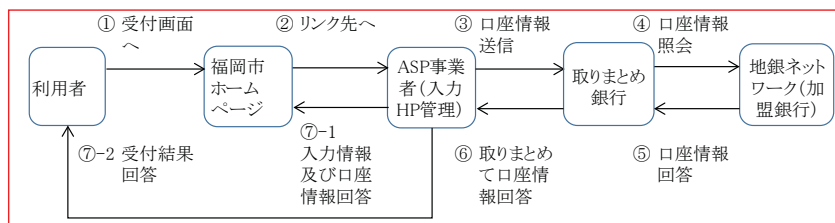
○課題等

- ・利用者からは、店舗と同様に手数料を本市が負担すべきという要望が多い。

14

インターネット口座振替受付サービス①

○概略図



○導入開始時期: H29年度(秋頃予定)

○導入の目的

- ・いつでもどこでも口座振替手続きが簡単にできる環境の提供
- ・市民サービスの向上と受付事務の効率化(窓口への来所(又は郵送)や印鑑が不要など)

○対応税目

- ・個人市県民税(普通徴収)
- ・固定資産税・都市計画税(償却資産を含む)
- ・軽自動車税

○利用件数(H29年度): 1,000件程度を想定

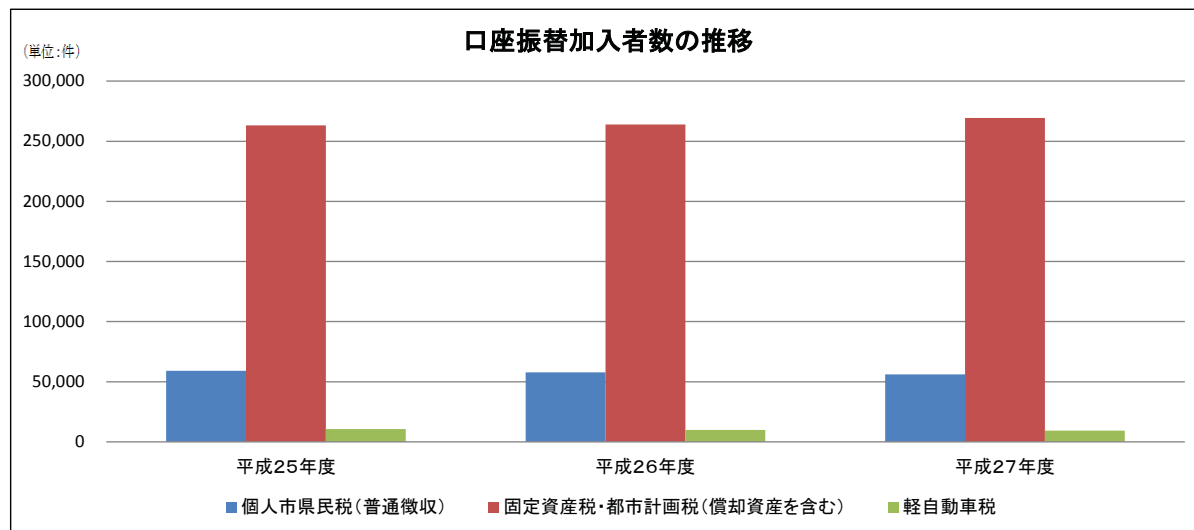
○今後の予定

平成30年度以降、税務部門以外(国民健康保険料等)も受付を検討中

15

インターネット口座振替受付サービス②

○口座振替の加入状況



単位: 人

対応税目	平成25年度		平成26年度		平成27年度	
	加入者数	割合(%)	加入者数	割合(%)	加入者数	割合(%)
個人市県民税(普通徴収)	59,067	24.1	57,903	23.6	56,087	23.3
固定資産税・都市計画税(償却資産を含む)	263,242	60.7	263,991	60.2	269,331	60.9
軽自動車税	10,609	4.7	9,876	4.3	9,281	4.0
合計	332,918	36.8	331,770	36.3	334,699	36.5

16

インターネット口座振替受付サービス③

○導入経費(見込)

- ・2,415千円(システム改修1,415千円 広報1,000千円)

○課題等

- ・地方銀行, 都市銀行及びゆうちょ銀行など銀行間でグループが分かれているため, 口座番号の確認にそれぞれシステム利用料金等を負担する必要がある。

17

税務証明及び照会にかかる郵送請求関係業務の民間委託①

■福岡市税証明郵送請求センター

○導入開始時期：H24年度（10月）

○導入の目的

- ・各区納税課で分散して行っている税務証明書の郵送請求受付について、窓口を集約し、請求先を分かりやすくすることによる市民サービスの向上。
- ・各区納税課での窓口交付業務と郵送請求業務を切り離すことによる、窓口での市民の待ち時間短縮及び郵送請求業務の効率化。
- ・定例的業務の民間委託による事務の効率化。

○業務内容

- ・税務証明等の郵送請求に関する業務

証明等交付申請書及び税務関係照会文書等の仕分、收受、申請・照会内容の確認、税務証明書・回答書の作成及び返送等。

- ・郵送請求の手続き等に関する電話による問い合わせへの対応（公証行為を伴わない簡易なものに限る。）

- ・口座振替に関する業務

口座振替依頼書の收受、仮登録、金融機関への照会等。

18

税務証明及び照会にかかる郵送請求関係業務の民間委託②

○実績状況

単位：件

項 目	平成25年度	平成26年度	平成27年度
税務証明等の郵送請求に関する業務	19,374	23,903	23,031
税関係照会	86,023	90,337	93,851
依頼書処理	26,189	28,658	26,759
合 計	131,586	142,898	143,641

単位：千円

項 目	平成25年度	平成26年度	平成27年度
委託料	30,233	31,096	29,580

○課題等

- ・問題が発生した時、受託側の監督者と本市の担当職員で協議となるため、迅速な対応ができない課題がある。
- ・職員の人材育成の面で業務知識等の継承に課題がある。
- ・受託事業者が変更となったとき、業務処理能力が低下するリスクがある。

19

未納者へのお知らせ業務の民間委託①

■納税お知らせセンター

○導入開始時期：H19年度

○導入の目的

- ・市税の未納者に対する初期対応として、電話による納税の呼びかけ等を行うことにより、早期の税込確保と今後の滞納の未然防止を図る。

○業務内容

- ・電話による市税納付の呼びかけ及び口座振替加入勧奨業務
- ・電話による市税納付の呼びかけができない者等に対する催告文書の作成・発送業務（公権力の行使を伴わないものに限る。）

20

未納者へのお知らせ業務の民間委託②

○業務量：H27年度対象件数 88,345件

○対象者：新規の少額（10万円以下）滞納者

単位：件

項目	平成25年度	平成26年度	平成27年度
架電	59,234	54,073	50,754
催告書類送付	34,747	29,899	30,463
合計	93,981	83,972	81,217

単位：千円

項目	平成25年度	平成26年度	平成27年度
委託料	15,008	15,235	15,235

○課題等

- ・納付に関する具体的な相談（納期、分納等）があった場合、即座に本市職員に引き継ぐことが難しい。
- ・個人情報に関するトラブル（家族が電話に出た場合等）が発生するリスクがある。

21

税務証明等窓口業務にかかる派遣職員の導入①

○導入開始時期：H19年度

○導入の目的

- ・窓口繁忙期に嘱託職員を配置することにより、税務証明窓口及び軽自動車税窓口の混雑緩和を図る。

○業務内容

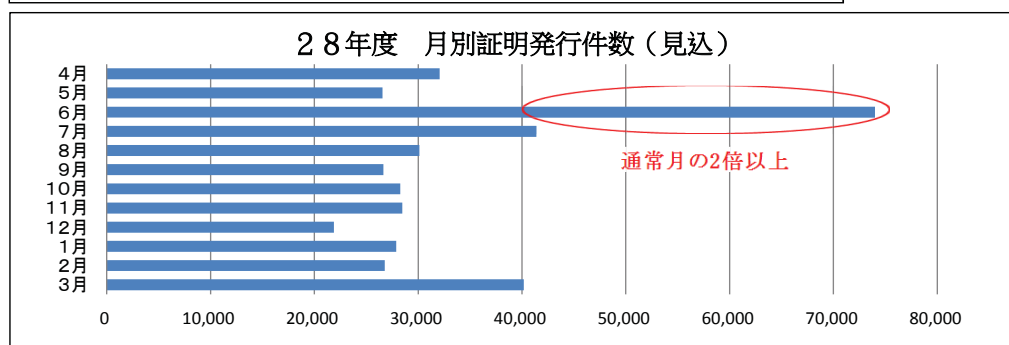
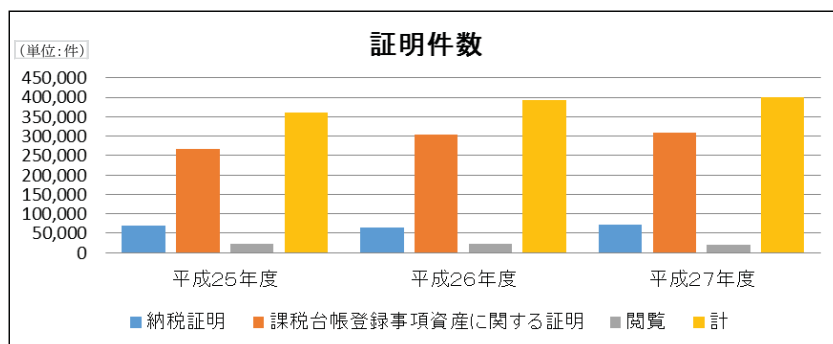
- ・証明書の申請受付・交付業務
- ・原動機付自転車及び小型特殊自動車にかかる軽自動車税申告及び課税標識交付業務・口座振替に関する業務
- ・口座振替登録業務の補助
- ・市税還付関係業務の補助
- ・各区管理係・財政局納税管理課の事務補助等

※いずれの業務も公証行為を伴わないものに限る。

22

税務証明等窓口業務にかかる派遣職員の導入②

○証明件数



単位: 千円

項目	平成25年度	平成26年度	平成27年度
委託料	21,245	29,589	28,982

23

税務証明等窓口業務にかかる派遣職員の導入③

○課題等

- ・派遣制度においては、クーリングオフの期間を3か月以上設ける必要があるため、通年で契約が出来ない。
- ・毎年業者選定手続き(プロポーザル方式)を行った上で契約を締結するため、契約業務に相当時間を要する。
- ・業務に合致した人材を安定的に確保できないことが課題である。

資料 6 平成 29 年度地方分権時代に
ふさわしい地方税制のあり方
に関する研究会説明資料
（日本商工会議所）

平成29年度 地方分権時代にふさわしい 地方税制のあり方に関する研究会 説明資料

平成29年 9月11日
日本商工会議所

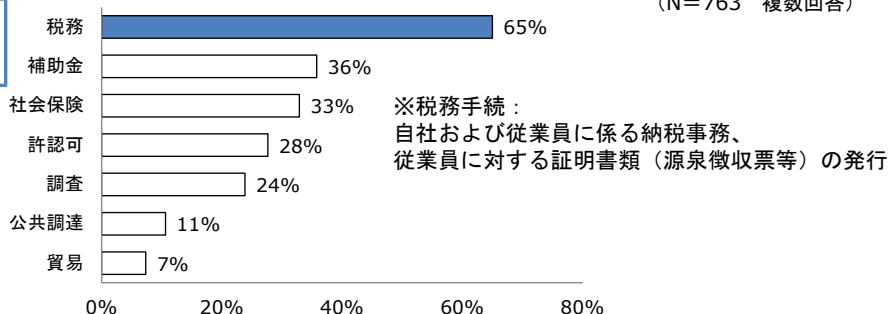


企業の納税事務に対する負担感

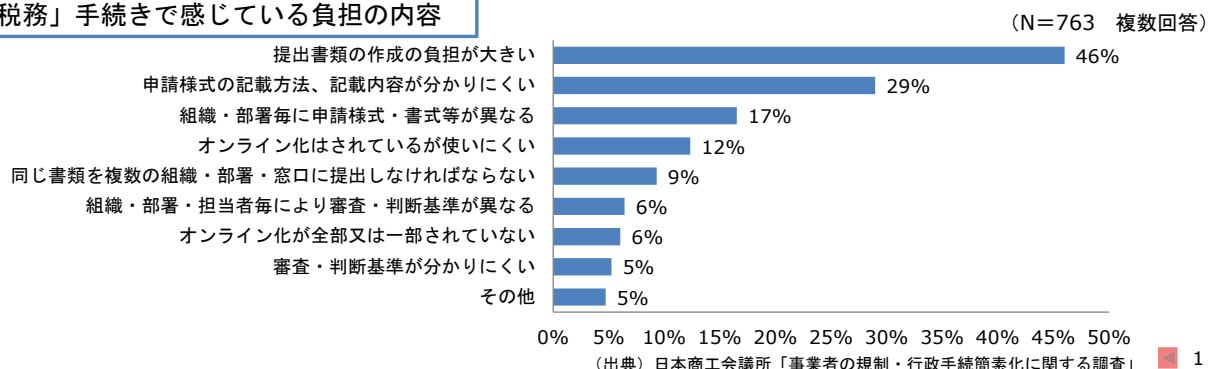


- 「申告納税方式」を採用しているわが国では、納税者である企業が多大な納税事務を担っている。平成29年1月以降は、マイナンバー導入による事務負担も増加。
- 人手不足に直面する中小企業の生産性向上が課題となる中、納税事務負担の軽減が必要。

負担に感じている手続分野 (事業継続・拡大時)



「税務」手続きで感じている負担の内容

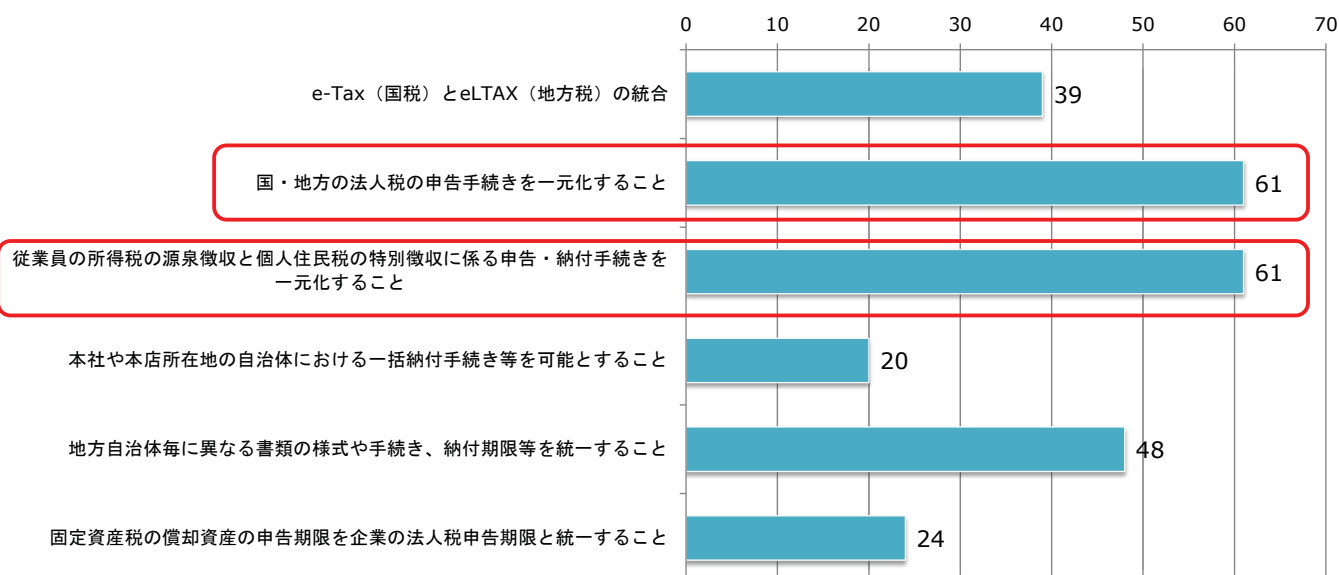


納税事務負担の軽減について

- 東京商工会議所が実施したアンケートによると、特に軽減・改善すべきと考える納税事務では「国・地方の法人税の申告手続きを一元化すること」、「従業員の所得税の源泉徴収と個人住民税の特別徴収に係る申告・納付手続きを一元化すること」との意見が多かった。

特に軽減・改善すべきと考える納税事務（3つまで回答）

(n=88)



（出典）東京商工会議所「平成30年度税制改正等に関するアンケート調査」（平成29年5月）

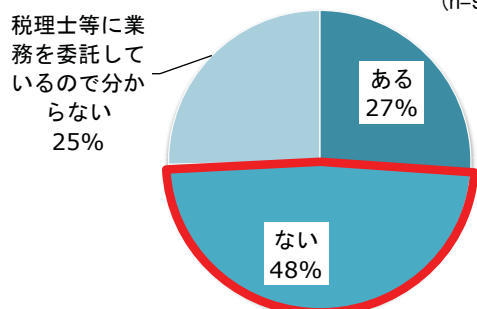
2

e L T A Xの利用状況

- e L T A Xの利用状況については「利用したことがない」が48%であった。
- e L T A Xの利用においての不満については、「仕様が不便」との意見が最も多かった。

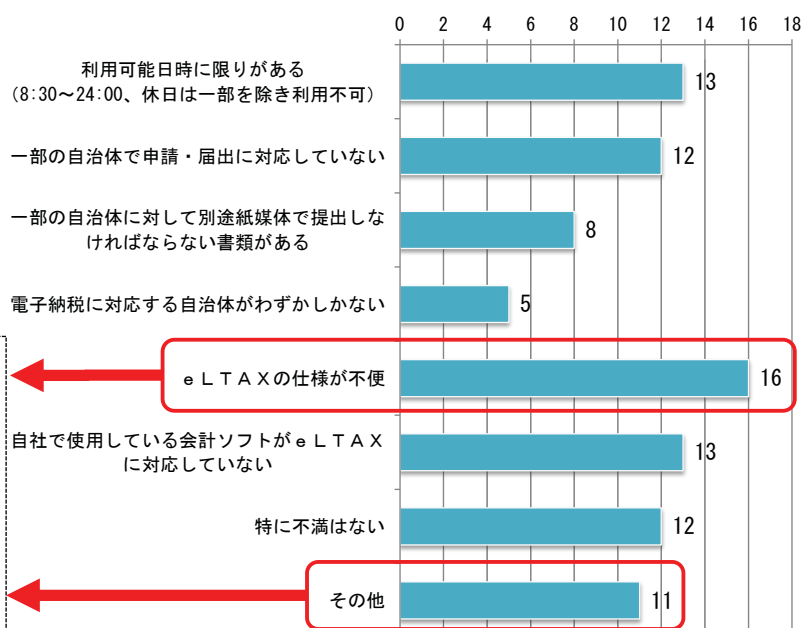
①e L T A Xを利用したことがありますか（1つ回答）

(n=91)



②e L T A Xを利用したうえで不便を感じるもの、もしくは、利用しなかった理由（複数回答）

(n=63)



【e L T A Xについてのご意見】

- ・データの選択時などの操作性が悪い。
- ・反応速度が遅い（申告期限直前は特に）。
- ・一部書類については、紙ベースでの提出が必要であるため、結果として業務の負担増になっている。
- ・インターネットエクスプローラ以外のブラウザでも利用が出来るとうい。
- ・本年度1月31日に取引量が多かったのか通信できない状態になった。
- ・利用開始時と更新手続きの必要書類が多い。

（出典）東京商工会議所「平成30年度税制改正等に関するアンケート調査」（平成29年5月）

3

e L T A Xに関する中小・中堅企業の声

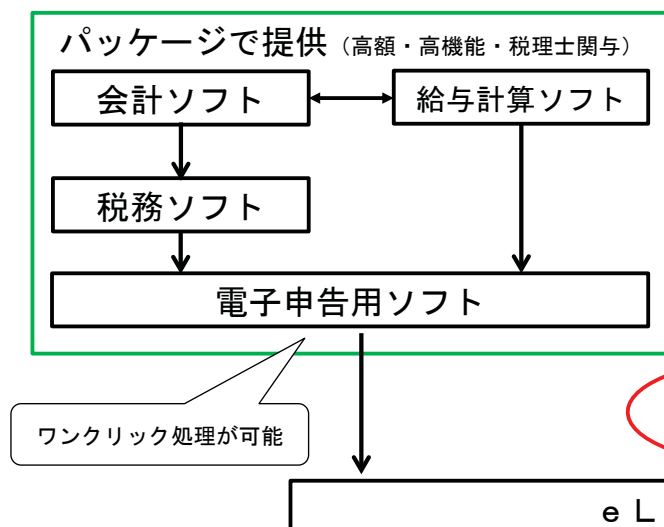
- e-Taxは、委託している税理士が利用している。法人会の役員になると、税務署が一本釣りで利用を促進してくる。自社でもそれがきっかけで税理士に利用を依頼した。自身の確定申告においても（自身で）e-Taxを利用しているが、毎年使い勝手が改善されている。eLTAXは上記の様なきっかけが無いため利用していない。【業種：飲食業 従業員数：120名】
- eLTAXは自治体によりサービスに差があるのがよくない。全自治体が同様に対応できなければ使わない。【業種：製造業 従業員数：200名】
- 電子申告と電子納税がセットなら、eLTAXを自社で使用してもよいと感じるが、今のところその予定はない。【業種：サービス業 従業員数：200名】
- 固定資産税については、市町村ごとに納付書の形も異なり、それを振り分ける作業も大変。一か所に電子申告することで、電子納付までできることが理想。【業種：サービス業 従業員数：1000名】
- 電子証明書の取得手続きが煩わしいので、電子申告をやめた。【業種：製造業 従業員数：300名】

4

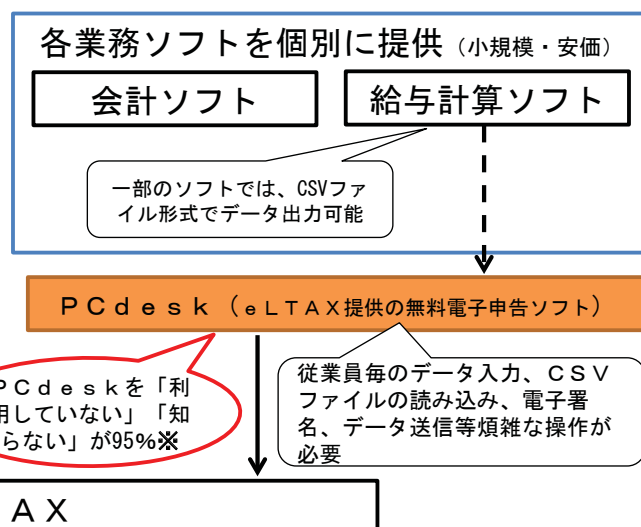
e L T A Xと民間ソフトウェアの連携

- e L T A Xで電子申告する場合、利用する民間ソフトウェアによって、e L T A Xとのデータの送信方法に差異がある。
- We b（クラウド）ベースの会計システムの場合、e L T A Xに直接データ送信できないため、地方税電子化協議会が提供する申告用ソフトウェア（P C d e s k）を経由してe L T A Xにデータを送信する方法で対応。
- e L T A Xの使い勝手を良くするために、民間のノウハウを積極的に活用すべき。

<W i n d o w sベースで開発>



<We b（クラウド）ベースで開発>



※ 東京商工会議所「平成30年度税制改正等に関するアンケート調査」（平成29年5月）

5

地方自治体における徴税業務の共同化

- 京都、長野、静岡では、府・県と構成市町村が共同で地方自治法に基づく特別地方公共団体（広域連合）を設立し、行政コスト削減のために税業務の共同化を行っている。
- 特に京都では、地方税の徴税業務のみならず、法人関係税、軽自動車税・自動車関係税業務も共同化する等納税者の利便性向上のための取り組みが行われている。
- 自治体間の横連携により、小規模自治体における人材の確保が期待できる。

税目	徴収業務	課税業務			
	府・県民税・市町村民税	法人関係税	軽自動車税・自動車関係税	府・県民税・市町村民税	固定資産税
共同化の内容	滞納者への徴収業務（財産調査、差し押さえ、公売・換価）の共同化	申告書の送付・受付、課税対象の補足調査、問い合わせ対応等の共同化	申告書の受付、税額の算定、申告内容の調査等の共同化	給与支払報告書の提出窓口の共同化等	土地・家屋の評価方法の標準化等
京都	○	○	○	検討開始	検討開始
長野	○				
静岡	○				



■京都における共同化の効果例

【府・県民税、市町村民税】

共同化により、徴収率が上昇。市町村は所得税から住民税に税源移譲された平成19年以降で最高の徴収率。
全ての税目についてコンビニ納税を可能になるとともに、各構成団体の窓口に加えて、共同機構単体の窓口を4箇所増設。

【法人関係税】

共同化による効率化とアウトソーシングの積極活用で共同化以前は従事する人員55名・約5億円必要であったのに対し、共同化後は28名・約3.7億円での執行が可能に。

資料 7 行政手続コスト削減のための
基本計画及び地方税に関する
共同収納について
（日本税理士会連合会）

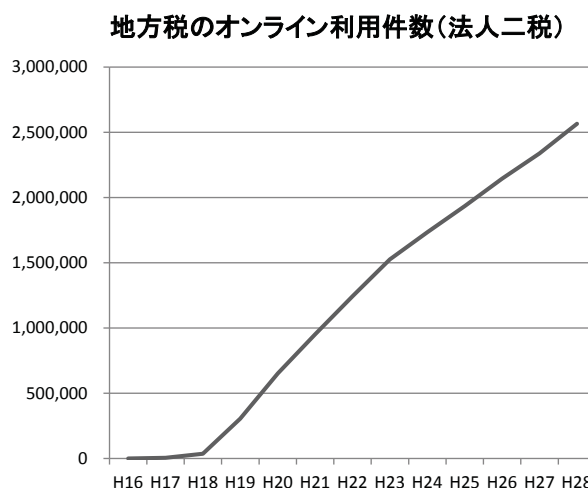
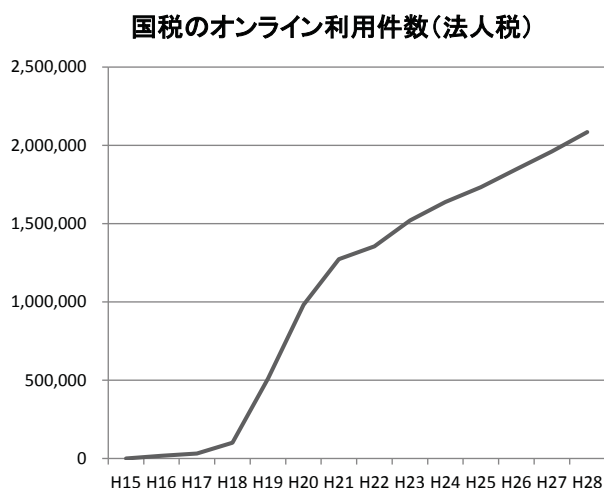
行政手続コスト削減のための基本計画及び地方税 に関する共同収納について

平成29年9月11日
日本税理士会連合会
情報システム委員会

1. 電子申告について

【電子申告の利便性向上の主な施策】

- 税理士等による代理送信の場合に納税者の電子証明書の省略が可能
- 添付書類のイメージデータの送信(e-Tax)
- 受付時間の拡大
- eLTAXの非Java化



平成27年度オンライン利用率	
国税(法人税) ※1	地方税(法人二税)
75.4%	56.1%

※1 国税局調査部所管法人(資本金1億円以上)のオンライン利用率は52.1%

(参考) 法人税申告の税理士関与割合

(単位: %)

会計年度	平成20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
税理士関与割合	87.1	87.1	87.3	87.5	87.7

(引用:「平成26年4月23日 国税庁の税務調査の概要」)

- 平成19年1月(e-Tax)、同年4月(eLTAX)から税理士等による代理送信の場合に納税者の電子署名の省略が可能となり、多くの税理士が電子申告を利用するようになったことに伴い、オンライン利用件数が急激に増加した
- その後もe-Tax、eLTAXでの様々な利便性向上策により電子申告の利用件数は右肩上がりに推移している
- 今後、地方税のオンライン利用率を国税と同等水準にする必要がある。

2

2. 行政手続コスト削減のための基本計画について

【基本計画に対する意見】

内閣府の規制改革推進室から、「『行政手続コスト』削減のための基本計画」に対する意見提出の依頼があったため、平成29年8月24日付で内閣府の規制改革推進室に対して意見を提出した。

- 中小法人の電子申告の利用率の向上について
 - システム等の導入費用の負担に対するインセンティブの導入
- 電子納税の推進について
 - 地方税の電子納税を既存の国税ダイレクト納付と同様の対応に
- e-Tax、eLTAXの使い勝手の大幅な改善について
 - 受付時間の更なる拡大
 - 税理士の代理送信時の電子証明書は税理士資格を有することの証明ができるものに限定すべき
- 国税と地方税の情報の連携の徹底について
 - e-TaxとeLTAXのソフト間の連携や仕様の共通化の推進
- その他行政手続の簡素化に向けた意見
 - 個人住民税への対応(地方税)
 - 地方税の電子申告における個人番号の本人確認(地方税)

3

【基本計画への要望】

・ マイナポータルの利活用について

➤ 国税の対応

イ マイナポータル利活用の推進

(イ) マイナポータルからe-Taxへのシームレスな認証連携【29年1月実施】
マイナンバーカードを用いてマイナポータルにログインすることにより、e-Tax用のID・PWを入力することなくe-Taxへのログインを可能とする。

(ロ) マイナポータルの「お知らせ」機能の活用【31年1月以降順次実施に向けて検討】

e-Taxのメッセージボックスに格納している情報(予定納税額や振替納税利用金融機関名等の申告に関する情報)や各種説明会の開催案内等の情報をマイナポータルの「お知らせ」機能を活用して、他の行政機関の情報と併せて一元的な閲覧を可能とする。

(財務省の「行政手続コスト」削減のための基本計画から抜粋)

➤ 地方税の対応

eLTAXとマイナポータルの連携、マイナポータルの利活用の推進を要望する。

4

3. 地方税の電子納税(共同収納)について

①地方税において電子納税が普及しない理由

・事業者

法人住民税、法人事業税、従業員の個人住民税(特別徴収)は、複数の自治体に納める必要がある。電子納税に対応している自治体は22団体であり、一括処理ができず、電子納税を利用するメリットがない。

・個人

個人住民税(普通徴収)、固定資産税、自動車税は口座振替、クレジットカード納付、コンビニ収納などが整備されており、電子納税を積極的に行う理由がない。

(参照:平成29年3月 地方分権にふさわしい地方税制のあり方に関する調査研究会報告書)

➤ 共同収納が実現された場合の最大のメリットは複数の自治体に一括して納税手続きを行えること

➤ 地方税の共同収納のメインターゲットは事業者(個人・法人)になる

5

②電子納税(共同収納)における課題

- ・ 全ての自治体で電子納税(共同収納)ができること
 - 電子納税(共同収納)を開始するときに全ての自治体に対応していること
 - eLTAXでは全ての自治体で電子申告を行うことができるようになるまで多くの時間を要した(未だに電子的な申請・届出に対応していない自治体がある)
- ・ 代理送信との連携
 - 電子納税(共同収納)の普及には代理送信との連携が必要
 - 中小企業の多くに税理士が関与して申告書の代理送信を行っている
 - e-Taxでは税理士が申告書の代理送信を行った場合、納税者及び税理士のメッセージボックスに格納される受信通知からダイレクト納付の手続きができるようになっている

6

③e-Taxのダイレクト納付の課題

- ・ オンラインを利用した納付は7%に止まっている
- ・ 国税に関する「行政手続コスト削減のための基本計画」でのダイレクト納付の改善策
 - e-Taxの申告情報(納付税額等)の自動引継機能の整備
 - ダイレクト納付を利用できる預貯金口座の複数登録
 - ダイレクト納付を利用した予納制度の拡充
- ・ 電子申告に関する要望事項でダイレクト納付について求めていること
 - 預貯金口座の複数登録
 - 利用可能金融機関の増加(ネット銀行等)

④日税連におけるダイレクト納付の普及に向けた対応

- ・ 「ダイレクト納付手続マニュアル」の改定への協力
- ・ ダイレクト納付の周知

7

資料 8 中小企業のクラウド化と
電子申告・公金収納の課題
(freee 株式会社)



中小企業のクラウド化と 電子申告・公金収納の課題

free 株式会社

木村康宏 ykimura@freee.co.jp

freee株式会社のご紹介

スモールビジネスに携わる全ての人が
創造的な活動にフォーカスできるよう



- ✓ クラウド会計ソフト **freee** を中心に、バックオフィス業務のテクノロジーによる自動化・クラウド化を推進
- ✓ 2012 年 7 月創業、現在では従業員300人超
- ✓ シリコンバレーVC等から累計 96 億円以上の資金調達
 - 主要株主：DCM, リクルートホールディングス, SBI Fintech Fund, Pavilion Capital (Temasek), Infinity Venture Partners, 未来創生ファンド

2

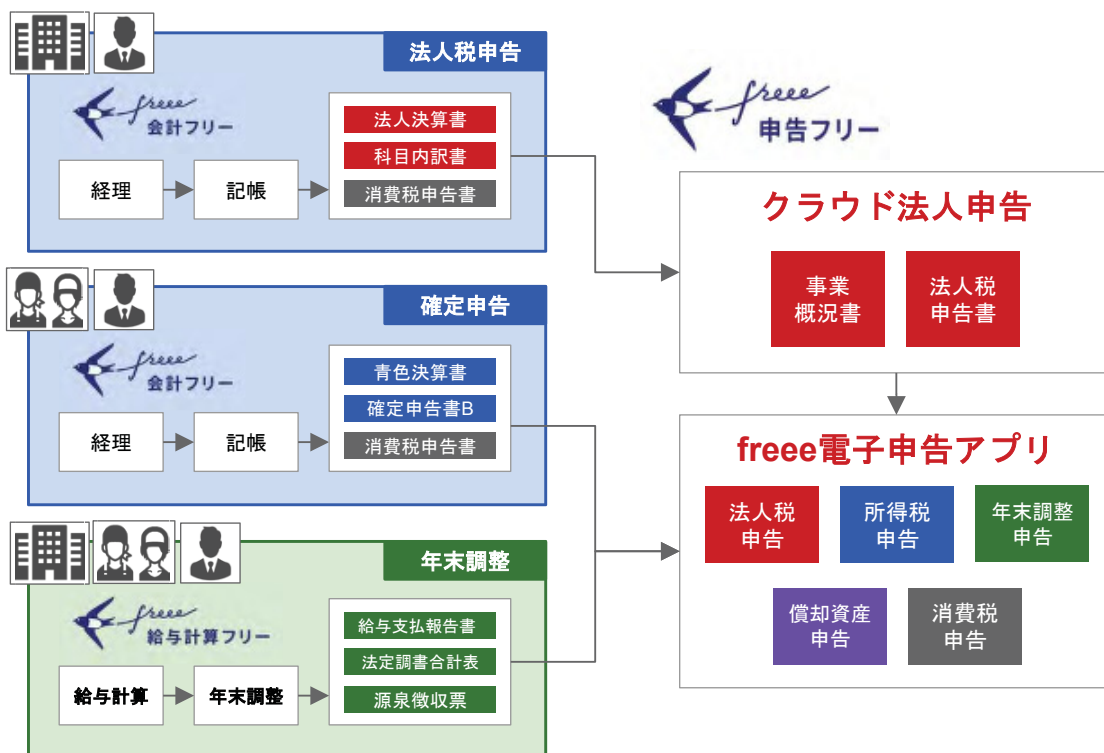
ビジネスの開始から、運営、
そして成長までをサポートする freee



バックオフィスのプロセス全体を効率化し、
創造的な活動にフォーカスできるようにする

3

freee のクラウド申告対応



4



電子申告の課題

電子申告の課題 まとめ



- 電子認証手段の普及
 - マイナンバーカードの法人での活用
 - 電子委任状のUXへの期待
- 政府電子申告システムの改善
 - 個別システムの認証連携
 - 法人電子私書箱機能
 - 外部連携インタフェースの仕様・テスト環境

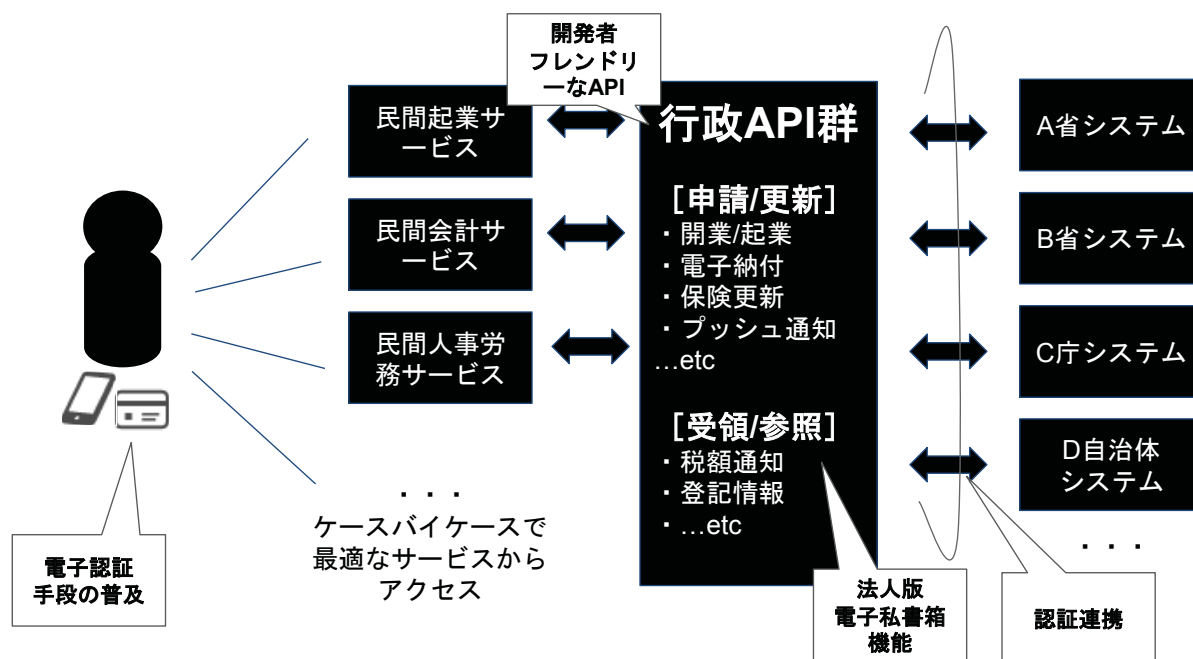
政府電子申告システムの改善



行政で全ての手続のインターフェースを用意するというよりは、API（システム接続口）を開放し、民間事業者の創意工夫に任せ、多様なサービスの創出を促すべき。

法人税・消費税電子申告の義務化に向けても、民間サービスを通じたUXの向上が重要。

行政への「申請」だけでなく、行政からの「受領」についてもデジタル化・API化を推進すべき。



7

参考）外部連携開発環境の改善点仮説



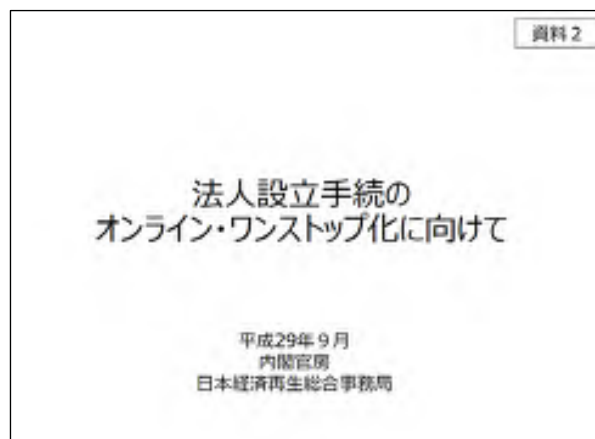
- API仕様
 - SOAP⇒RESTへの転換
 - エラーメッセージ改善 etc
- テスト環境
 - 常時送信試験ができるステージング環境 etc
- 改善プロセス自体
 - 税務システム連絡協議会等のベンダ団体との協議をログ化してWebに公開するなど、（パブコメのように）外部から改善進捗が可視化された状態をつくっていくべきではないか
- オープンデータ（APIとは別論点として）
 - 税率など開発に必要なデータを使いやすく（マシンリーダブルな形態で）、迅速かつ一括で公開出来ないか

8

参考) 法人設立手順のオンライン/ワンストップ化



- 現在、内閣官房を中心に、法人設立手順のオンライン化・ワンストップ化に向けた検討が開始されている
- その中で、以下が重要になるのではないか
 - e-Tax/eLTAX/eGov/登記・供託オンライン申請システムのアカウントの連携（法人番号活用）
 - 新規創業法人の社長がマイナンバーカードを取得することを当たり前化することによる電子認証手段の普及



9



公金収納の課題

公金収納の課題等 まとめ



- Pay-easy対応率の低さ
 - 自治体や金融機関による対応のバラつきが大きい
⇒納付書での手続きを選択
 - インターネットバンキング普及の壁、業務効率のクラウド化・効率化の壁となっていると認識
- 共通電子納税システムへの評価
 - 全自治体が統一的対応が出来るならば、大きな前進と認識
 - eLTAX APIでのダイレクト収納申込機能が開放されることが望ましい
- その他
 - 納税証明書について、個人向けだけでなく、法人向けにも利便性向上の手当を検討してはどうか（個人はマイナポータルで手当されると認識）
 - クレジットカード納付は、ビジネスカードの普及を推進する上でもプラスになる（業務の電子化の観点から、電子決済の促進が重要であり、ビジネスカードが果たす役割は大）

11

法人インターネット・バンキングの普及

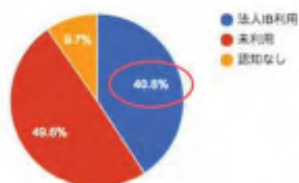


- 中小・零細法人は、「公金支払いのために、どうせ月に一度支店に行くのなら、有料のインターネット・バンキングを使うほどのことはない」という発想に陥りがち

（参考）インターネット・バンキングの利用状況

- FinTech活用の基盤となるインターネット・バンキングについて、我が国中小企業等における普及率は低い
- 中小企業等のインターネット・バンキング利用を推進するため、まずは利用状況を把握し、課題等を分析する

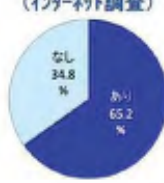
事業用オンラインバンキング
口座利用率



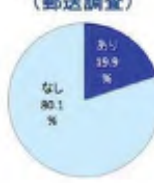
出所）当社独自Web調査（2016.5）

日銀によるオンラインバンキング
利用率の調査手法別比較

全銀協調査
（インターネット調査）



日銀調査
（郵送調査）



出所）日銀岩下氏資料から抜粋

（出典）金融審議会「金融制度ワーキング・グループ」（第4回）
資料3 佐々木参考人（free株式会社）説明資料より抜粋・加工

13

出所・引用）「決済高度化官民推進会議」（第3回）経産省資料

12



Appendix

個人事業主向け確定申告



「質問に答えていくだけで完成する。
世界一カンタンに出来る確定申告」

①「基本」「収支」「確認」「提出」「その後」の5ステップで完成



②詳細は「質問形式」で入力をしていく

病気やケガで病院に行きましたか？

ふるさと納税などの寄附をしましたか？

夫や妻などの配偶者はいますか？

はい いいえ

はい いいえ

はい いいえ

法人税申告



会計連携

会計データから必要な別表の提案や数値の自動入力を行います。

参考情報

残高試算表など申告書の作成に必要な情報を同一画面上で参照可能です。

別表Maps

金額の編集により他の別表の金額がどのように変化するかを可視化します。

15

年末調整



年末調整は、クラウドの利点を活かして従業員に入力してもらう
もちろん、マイナンバーの管理付与も同時

管理基準に基づき、
マイナンバーを安全に保管



年末調整入力も従業員自入力

書類の作成まで



16



スモールビジネスに携わるすべての人が
創造的な活動にフォーカスできるよう

<https://www.freee.co.jp/> 17

資料 9 税務手続の利便性向上・
事務効率化に向けた取組
に対するご提案
(株式会社 T K C)

税務手続の利便性向上・事務効率化 に向けた取組に対するご提案

平成29年9月11日（月）

株式会社TKC
会計事務所事業部 税務情報システム設計センター
センター長 伊藤 義久



©TKC 2017

目 次



I 申告・申請手続関係

1. システムユーザの実態
2. 地方税手続の更なる利便性向上に向けた要改善点
3. その他、制度や地方団体の課税実務に対する課題点

II 収納手続関係

1. 電子的な納付手段の利用推進に関する課題
2. ユーザからの電子的な納付手段等に関するニーズ
3. 共通電子納税システムの構築に対する評価
4. 今後、制度上の対応を期待する事項
5. その他、制度や地方団体の課税事務に対する課題

I 申告・申請手続関係

1. システムユーザの実態



電子申告・申請を支援するTKCシステム

56万社が法人税の電子申告を実施しています(平成28年度実績)。

① 会員事務所(税理士・公認会計士)向けシステム

1) 法人決算申告システム(TPS1000)

法人税申告書、法人都道府県民税・法人事業税、法人市町村民税及び法人消費税の各申告書の作成と電子申告を支援するシステムです。
(決算書の作成から電子申告まで一気通貫で行えるため、決算書などの添付書類の作成を含めスムーズに処理を行えます。また、分割法人でも一度の処理で全団体へ電子申告できます。)

2) 税務届出書類等作成支援システム(DMS)

200種類超(うち4割近くが電子申請対応。)の税務届出書類等を必要に応じて作成・届出できるシステムです。なお、地方団体向けは数種類です。
(関与先企業の基本情報のデータベースと連動しており、入力項目はほぼ連動表示され、スピーディに書類作成できます。)

② 中堅・大企業向けシステム

1) 法人電子申告支援システム(ASP1000R)、連結納税システム(eConsoliTax)

法人税申告書、法人都道府県民税・法人事業税及び法人市町村民税の各申告書の作成と電子申告を支援するシステムです。

2) e-TAX消費税、e-TAX法定調書、e-TAX償却資産

電子申告の準備から各申告書等の電子申告までを支援するシステムです。

©TKC 2017

2

I 申告・申請手続関係

1. システムユーザの実態



収納手段の多様化への取組

① 国税(法人税、消費税等)

- 1) システムに電子納税利用者用メニューを搭載しており、シームレスに電子納税手続が可能です。
- 2) 納付書を利用する方には、納付書に税額を転記するための参考資料印刷機能を提供しています。

② 地方税(法人住民税)

- 1) 現行のeLTAX電子納税に対応済みの地方団体が少ないため、システム対応を見合わせています。
このため、電子納税が可能な地方団体に対して電子納税を行う場合は、eLTAX(PCdesk)を通じて納付していると思われます。
- 2) 現行のeLTAX電子納税スキームに関しては、具体的な対応要望等のニーズは寄せられていません。
地方税共通納税システムの稼働により、全地方団体に対する電子納税が可能となった場合は、利用者のニーズの高まりが予想されるため、当社システムで対応を検討します。

©TKC 2017

3

I 申告・申請手続関係

2. 地方税手続の更なる利便性向上に向けた要改善点



(1) 制度的な対応が必要と思われるもの

- ① 地方団体ごとに異なる様式の統一(例:異動届出書)
- ② 国、及び地方に提出する書類の重複排除(例:法人の設立届出書類)
- ③ 「異動届」提出先:「異動前」提出先への一本化

e-Tax	「異動前」の提出先のみ提出すればよい。
eLTAX	「異動前」及び「異動後」の両方の提出先に提出が必要。【手間】 → e-Taxと同様の対応が望ましい。



④ 給与支払報告書(及び給与所得の源泉徴収票等の法定調書) 電子的提出義務化対象範囲の拡大 案:全ての法人、又は調書作成枚数が10枚以上の事業者(納期の特例適用有無は考慮が必要)

- 1) 経済界から、特別徴収税額通知(特別徴収義務者用)の電子データ(電子署名付き:正本)への統一を望む声があります。給与計算ソフトへの電子データ取込みによる業務効率向上、及び個人番号を含む特別徴収税額通知に対する安全管理措置上の要請と思われます。
- 2) 地方団体からの特別徴収税額通知(特別徴収義務者用)の電子化(電子署名付き)は、特別徴収義務者による給与支払報告書の提出がeLTAX経由で電子的に行われていることが前提であり、利用者の拡大を図る必要があると考えます。※電子的提出義務化は平成26年1月～。
- 3) 電子申告による事業者の行政手続コスト削減、地方団体における行政効率向上、及び双方の情報セキュリティ対策上、電子的提出義務化の範囲拡大は有効であると考えます。

©TKC 2017

4

I 申告・申請手続関係

2. 地方税手続の更なる利便性向上に向けた要改善点



(2) eLTAXの改善が必要と思われるもの (1/3)



以下の点について、税務システム開発ベンダーと協同の検討機関を設置することが有効と
思われます。

①	電子申請・届出可能な帳表の 拡張	例:個人事業の開業・廃業届出 等。
②	地方団体における固定資産税 (償却資産)データの受理に ついて	地方団体における償却資産データの受付について、基幹税務システムによって、「1)漢字・カナ混在データで受付」と、「2)カナデータのみ受付」の2種類があります。納税者用の税務ソフト又は固定資産管理システムでは資産の明細をカナで管理することはないため、漢字・カナ混在データをeLTAXに送信した場合は地方団体で受理されると利用率向上に繋がると考えます。
③	認証機能付きプロキシ経由 での接続の改善(無制限化)	認証機能付きプロキシ経由での接続に関して、e-Taxでは制限がなく、eLTAXで対応している認証方式は「BASIC認証」のみとなっています。推進の障害と思われるため、制限を撤廃いただけるとありがたいです。
④	JRE(JAVA実行環境)の 不要化	e-Taxでは、JRE(JAVA実行環境)が不要です。一方、eLTAXでは電子署名モジュールの利用に必要であり、推進の障害と思われるため、JREの不要化が望まれます。

©TKC 2017

5

I 申告・申請手続関係

2. 地方税手続の更なる利便性向上に向けた要改善点



(2) eLTAXの改善が必要と思われるもの (2/3)



以下の点について、税務システム開発ベンダーと協同の検討機関を設置することが有効と
思われます。

⑤	e-Tax提出用財務諸表(XBRL)の活用	e-Taxの「CSV変換モジュール」で作成した財務諸表(XBRL)は、eLTAXで利用不可とされています。利用可能とするか、e-Taxへの提出によりeLTAXへの提出を不要とすることで利便性向上に繋がると考えます。
⑥	e-TaxとeLTAX間の利用可能文字の統一	平成31年9月のeLTAX更改で実現予定と聞いており、確実な実施をお願いしたいと思います。
⑦	e-TaxとeLTAX間の用語の統一	利用者の混乱を防ぐため、国税及び地方税で同様の事象等を指す用語の統一が望まれます。 (例:「開始届出」と「利用届出」、「利用者識別番号」と「利用者ID」、「即時通知」と「送信結果」、「受信通知」と「受付通知」、「利用環境」と「推奨環境」など)
⑧	e-TaxとeLTAXの仕様改訂に伴う電子申告データ受付開始日の統一	e-Tax及びeLTAXは年4回の仕様改訂があります。その際、e-TaxとeLTAXでは電子申告データ受付開始日が異なるため、納税者は利用するシステムの登録(更新)を複数回行う必要があり、手間となっています。ついては、両者での受付開始日の統一が望まれます。

©TKC 2017

6

I 申告・申請手続関係

2. 地方税手続の更なる利便性向上に向けた要改善点



(2) eLTAXの改善が必要と思われるもの (3/3)



以下の点について、税務システム開発ベンダーと協同の検討機関を設置することが有効と
思われます。

⑨	e-TaxとeLTAXのメッセージボックス保管期間統一	メッセージボックスの保管期間について、e-Taxは1,200日、eLTAXは120日となっています。eLTAXも保存期間を1,200日とすることで、利用者の混乱を防ぐことになると考えます。
⑩	e-TaxとeLTAXの利用開始時における電子証明書要否の統一	納税者自身が電子申告する場合、e-Taxの開始届出では電子証明書が不要、eLTAXの利用届出では電子証明書が必要です。 eLTAXも利用届出時の電子証明書を不要とすることで、利便性向上に繋がると考えます。
⑪	法定調書、給与支払報告書を電子的提出する場合の追加・訂正・削除対応	給与所得の源泉徴収票等の法定調書(e-Tax)、給与支払報告書(eLTAX)を電子的提出する場合の追加・訂正・削除対応について、書面提出する場合と同じく、追加・訂正・削除する書類ごとにデータ(XML)を作成して送信することとされており不便です。 法人税申告書や法人市町村民税申告書等と同様に、最後に送信したデータを「有効」とすることで利便性向上に繋がると考えます。

©TKC 2017

7

I 申告・申請手続関係

3. その他、制度や地方団体の課税実務に対する課題点



(1) 「電子的手続」における課税実務（様式、課税判断等の運用）の統一

地方自治の原則に基づき、課税実務(様式、課税判断等の運用)における地方団体の独自性を尊重することは重要であると考えます。一方、「行政手続コスト削減」の観点から「電子化」は必須であり、前述の独自性は阻害要因となっている側面があります。

つきましては、電子申告利用率向上の目標の下、「電子的手続」という側面においては統一的な運用としてはいかがでしょうか。(一例として、次のようなものがあげられます。)

- ①給与支払報告書を提出する際に、個人住民税を「特別徴収」から「普通徴収」に切り替える納税者がいる場合の「切替理由」説明の記載方法について、地方団体ごとに独自の指定があり、複数の地方団体に提出する特徴義務者は多大な負担を強いられています。この解消が望まれます。
(給与支払報告書「個人別明細書」の摘要欄に、地方団体が指定する記号、符号等を入力)
→専用入力欄の新設、及び記載方法の統一

- ②電子申告データへの本人確認書類(写)の添付可否の解消
→国税同様に添付不要化へ統一

(2) 固定資産税（償却資産）の申告期限の法人税との統一化

次のような手順により、償却資産申告の電子申告割合の大幅な向上が図れないかと考えます。

- ①法人税の申告時に固定資産税(償却資産)の申告をe-Taxで実施
- ②e-Taxから国税連携で地方税分を地方団体に送信
- ③納税者は地方団体への提出を不要とする(一元化)

この場合、地方団体は前年分の申告データを基に課税データを作成する等の課税手続の変更が必要になるものと思われます。

©TKC 2017

8

I 申告・申請手続関係

3. その他、制度や地方団体の課税実務に対する課題点



(3) 法人市町村民税（法人税割）の不均一課税に関する適用税率区分の簡素化

地方都市の人口減少、労働人口が減少する中、各地方団体における税収確保が厳しい状況であることが考えられます。そのような中、法人市町村民税(法人税割)において不均一課税を採用する地方団体が出てきています。

特に、平成27年度の地方税改正後、「資本金等の額」の概念が複数存在することになりました。この結果、法人市町村民税(法人税割)の不均一課税でどの税率を適用すべきかの判断基準(税率適用区分)が最大4種類存在することになり、各地方団体の担当者が必ずしも自団体の判断基準を適切に理解し切れていない事例が生じています。

つきましては、この判断基準の簡素化を検討してはどうかと考えます。



地方団体の職員

©TKC 2017

9

Ⅱ 収納手続関係

1. 電子的な納付手段の利用推進に関する課題



内は、現行のeLTAX電子納税に関するものです。

(1) 現行のeLTAX電子納税に対応した地方団体が少ないこと

(平成29年8月10日現在:22団体)

電子申告同様、(特に大)法人の利用率向上に全都道府県、市区町村の対応が不可欠と考えます。

(2) 地方公共団体に納付できる金融機関がバラバラであり各々手続を要すること

(3) 電子納税が「電子申告」を前提としていること

法人事業税、(都)道府県民税、地方法人特別税、法人市町村民税の電子納税では、電子申告の「受付番号」を納付情報発行依頼データに格納することとされています。一方、e-Taxでは電子納税を行う上で電子申告は必須ではありません。

(4) 電子納税(インターネットバンキングで納付)後、eLTAXでは確認できないこと

インターネットバンキング等にログインして確実に納付されていることを確認する必要があります。一方、e-Taxではメッセージボックスに電子納税が完了した旨のメッセージが格納されます。

(5) 地方税共通納税システムのメリットに関する周知、広報

(6) 領収書発行を求める納税者への説明

(7) 市販税務申告ソフトの地方税共通納税システムへの対応

©TKC 2017

10

Ⅱ 収納手続関係

2. ユーザからの電子的な納付手段等に関するニーズ



(1) 事業者(納税者)の考え

事業者(納税者)は、同一業務において「電子的手続」と「書面手続」が混在することによる管理業務の発生を避けたい(繁忙期における作業ミス、及び混乱回避のため)と考えます。

このため、地方税電子申告がスタートした当時と同様、複数の地方団体に申告、納税する事業者は「電子的手続」に未対応の地方団体がある場合は、「書面手続」で統一する傾向があります。

(2) 地方税共通納税システムが稼働した場合

全ての地方団体に電子納税可能な地方税共通納税システムが、全地方団体において一斉に稼働する場合、事業者への周到的な広報及び税務申告ソフトの対応により、事業者における電子納税のニーズが高まると考えられます。

©TKC 2017

11

Ⅱ 収納手続関係

3. 地方税共通納税システムの構築に対する評価



(1) 一括納付

複数団体に対する納付税額(合計)を一括で納付できる法人のメリットは非常に大きいと考えます。

- ①現在、電子納税に対応している複数の地方団体に対して電子納税を行う場合は、個々の納付先に関する納付情報発行依頼をeLTAXで1件ずつ行い、都度、インターネットバンキングにログインして納付する必要があります。
- ②一方、電子納税に未対応の地方団体に納付する事業所分については、納付書を利用する必要があります
- ③このため、「電子的手続」と「書面手続」の混在を余儀なくされています。

(2) ダイレクト納付

法人の決算申告における税理士関与割合(約90%)を考慮すると、必須のサービスと思われます。

- ①国税e-Taxが平成21年9月にダイレクト納付による電子納税に対応して以降、電子納税の利用率が向上し、利用が定着しています。
- ②即時納付、期日指定納付のいずれも税理士による電子申告の代理送信後に納付方法を指定できるため、電子納税の利用率向上に大きく寄与すると考えます。

©TKC 2017

12

Ⅱ 収納手続関係

4. 今後、制度上の対応を期待する事案



(1) クレジットカード納付

クレジットカード納付のニーズはあると考えます。

個人事業主や中小企業においては、法人向けクレジットカードの利用により、経理事務の省力化を図っている場合があります。

©TKC 2017

13

Ⅱ 収納手続関係

5. その他、制度や地方団体課税事務に対する課題



(1) 納税者の視点（前述した内容と重複します）

事業者（納税者）は、従来の業務手続（書面）と、新たな業務手続（電子）の混在を嫌います。
業務が煩雑になるとともに、漏れ、誤りのリスク増大につながることで理由としてあげられます。

つきましては、新たな制度等が施行される際は、全ての地方団体が一斉に対応されるようご配慮
いただくことが望ましいと考えます。

END